

# 大ケ塚の町割とその変化

—慶長十三年検地帳と宝暦二年「水帳書分」を通して—

山中浩之

はじめに

寺内町大ケ塚の名はよく知られている。寺内町に関わる論考において大ケ塚に触れるものは数多い。しかしその形成と展開過程については、当該史料を欠き、元禄期以降に書かれた記録「大雅塚由来略記」や「年代記抜書」、それに後年の村絵図などを通してうかがうこと以上には出なかつた。今回、寺内町建設期からはやや後になるけれども、慶長十三年（一六〇八）大ケ塚検地帳写およびそれと関連する宝暦二年「御水帳書分」と称する史料を紹介するにあたり、そこから新たに知られることについて検討を加えるとともに、やはり後年の絵図ではあるが町の形成と構造について一定の新たな知見が得られるように思われるので後半であわせて検討したい。大ケ塚の町構造、屋敷地の分布や規模、町割の変化など、今まで不明であったことどもについてできる限り明らかにするとともに、従来既存集落を前提に建設され計画的建設の曖昧さが指摘されてきた寺内町についても一定の見直しができるかと思ふ。

## 一、大ケ塚寺内町の成立とその問題点

大ケ塚の形成と展開については従来、先ほどの「大雅塚由来略記」や「年代

記抜書」が利用されてきたが、<sup>1</sup>現在では前者が『河内屋可正旧記』巻一からの抄写であることが巻一―三の新たな発見と翻刻によって明らかとなり、「年代記抜書」もすでに『河内屋年代記』としてその全体が報告されている。<sup>2</sup>内容的には変わらないが、基本的な動きが記されているので、原文を通してまずそれを確認しておくことが後述史料の理解にとつても有効であると思われる。

『河内屋可正旧記』巻一「当地開基の事」によれば「当地の境内ハ天文の始迄ハ茫茫たる芝山也、南より北、西より東、往還の道有、(中略)山城、一須賀、東山、三ヶ領にとりて、いつれの領内共しれず、隣郷より土民出て開発し、作をなし小家を造り住居する者五三輩、所謂芝切源左衛門等也、其後次第く民屋多くなる」とみえる(以下『可正旧記』と略記)。すなわち大ケ塚は天文年間のはじめまでは芝山で、南北東西に道が通っていただけで、南側は山城村、北側は一須賀村、東側は東山村に接し、どこの領内とも知れない地であったが、その村々から人々が徐々に入り込んで開発し、住居するものが出てきたという。そしてその後、「永禄の始に根来寺の大将宗繁の下知として大ケ塚を城にきづき、大将を入をき、根来の大衆三四十軒住す、寺屋敷ハ大念寺の南北一段高き所に有、此時隣郷の村老たる者、村々より一人宛当地に来てかりに住居す、是城主の下知に随ふか故也、此時節、予か先祖壺井源助等河内村より当地に来る、其外此類多し。」と記されている。永禄のはじめ(一五六〇前後)、紀州根来寺の大衆が進出してきて、大念寺の南北のやや高台の地に城砦「寺屋敷」を

築き、城主の命で近辺の村々から一人ずつ来て仮住するようになり、可正の先祖源助もこのとき南の上河内村<sup>かみかうち</sup>から当地に来た一人であったという。しかしその間、数十年の間は、「河内国大きに乱、三好・畠山の両家鬱憤の怨敵と成て相戦ふ」状態であったが、「永禄十一年辰の年に至て、織田信長公河内國に乱れ入て三好家を追討す。此時大ケ塚の城も敗れ、大将も根来寺に趣く、又村々より出たりし者も、をのか里々に帰る、其内に我等共の先祖、其外邑老たる者会談して跡に残、大ケ塚一村を守ル、高拾六石の請米にして、公儀をうやまひ、郷民を恩む、是よりして一村の式法顯る」。永禄十一年（一五六八）織田信長の河内侵攻によって大ケ塚の城も破却され、根来衆も村々から来た者たちも自領へ帰ったが、その中で可正の先祖源助ら邑老たちは会談してあとに残り、大ケ塚を一村として維持しようとし、高拾六石の請米をするともに、一村の式法を定めた。おそらくこの「一村の式法」の成立が大ケ塚の新たな町としての再出発であった。そしてその一村の主体は「会談した邑老たち」であり、それは「惣（中）」と呼びうるものであったように思われる。「拾六石の請米」も惣による地下請の成立を示すものであろう。

そして何よりも「一村の式法」は寺内町としての成立とともになされたものであったということである。真宗寺院善念寺は当時はまだ「惣道場」で寺号はなかったが、「当地の式法定る時、顕証寺殿（久宝寺）を頼、末寺となる。」と語られる。「是、上の威をかつて下の榮へを思ふか故也」と可正は記しており、寺内町化は寺院側からの動きではなく、惣中からの意向として出てきたものと認識されていた。それは寺内特権を獲得することであったに違いない。そのこととはよく知られているように、元龜三年（一五七二）十月、河内守護代遊佐河内守信教から隣村南大伴村へ出された制札に「諸式富田林臺河塚並事」とあることよって確認される。大ケ塚がいつ富田林と同様な寺内特権を得ていたのかは確定できないが、おそらく信長の河内侵攻以後、この元龜三年までの間、一五七〇年前後であったと考えられよう。なお善念寺の建立は元龜三年のこと

とされている（年代記）が、大ケ塚の寺内町としての新たな建設もそのころからであるといえよう。その間、近隣富田林の寺内町としての形成が大きく参考にされたらしいことは、永禄三年（一五六〇）以来、富田林に出された制札類を披見していたことを「年代記」に記していることよって察せられる。大ケ塚が獲得した寺内特権がどのような内容であったかはわからないが、信長支配下で富田林に出された制札では諸公事免除の項はなくなっているの、おそらく大ケ塚においてもそれを除いた国質・郷質の禁、徳政免除、樂座などを内容としたものであったのではないか。「請米拾六石」もそのことを示している。天正元年（一五七三）十一月、柴田勝家発給の制札では陣執・放火・乱妨狼藉等の通例の停止を命じているのみで、特権といえるような内容は見えなくなっている。ただしその宛名は「大ケ塚寺内」となっており、一定の寺内町特権は認められていたようである。その後、石山戦争が激化するが、可正は「当寺よりハ一人も籠城したりと云事をきかず」と述べている。はたして本当にそうであったかは知り得ないが、そうであったとすれば、これも富田林が本願寺と信長の双方に対して積極的に加担しないことで、寺内の安全を確保しようとした動きと揆を一にするものであったということになる。

その後、秀吉政権に入り、豊臣氏蔵入地となり、天正十四年（一五八六）一柳次良兵衛・早見庄右衛門によって検地が行われて高三六石五斗となり（年代記）、文禄三年（一五九四）にも桑原治右衛門（『旧記』巻一では舟越五郎右衛門）による検地が行われ、高四八石三斗となつたとされる（同上）。ただしこの両度の検地についてはこの記述のみで他に知られる事がない。秀吉没後、関ヶ原戦の後、秀頼知行下に入り、慶長十三年（一六〇八）片桐且元が検地奉行となり、林又右衛門・玉井助兵衛を検地役人とする検地が行われ、高七五石三斗八升となる。これが以後、近世を通して大ケ塚の村高となるのである。

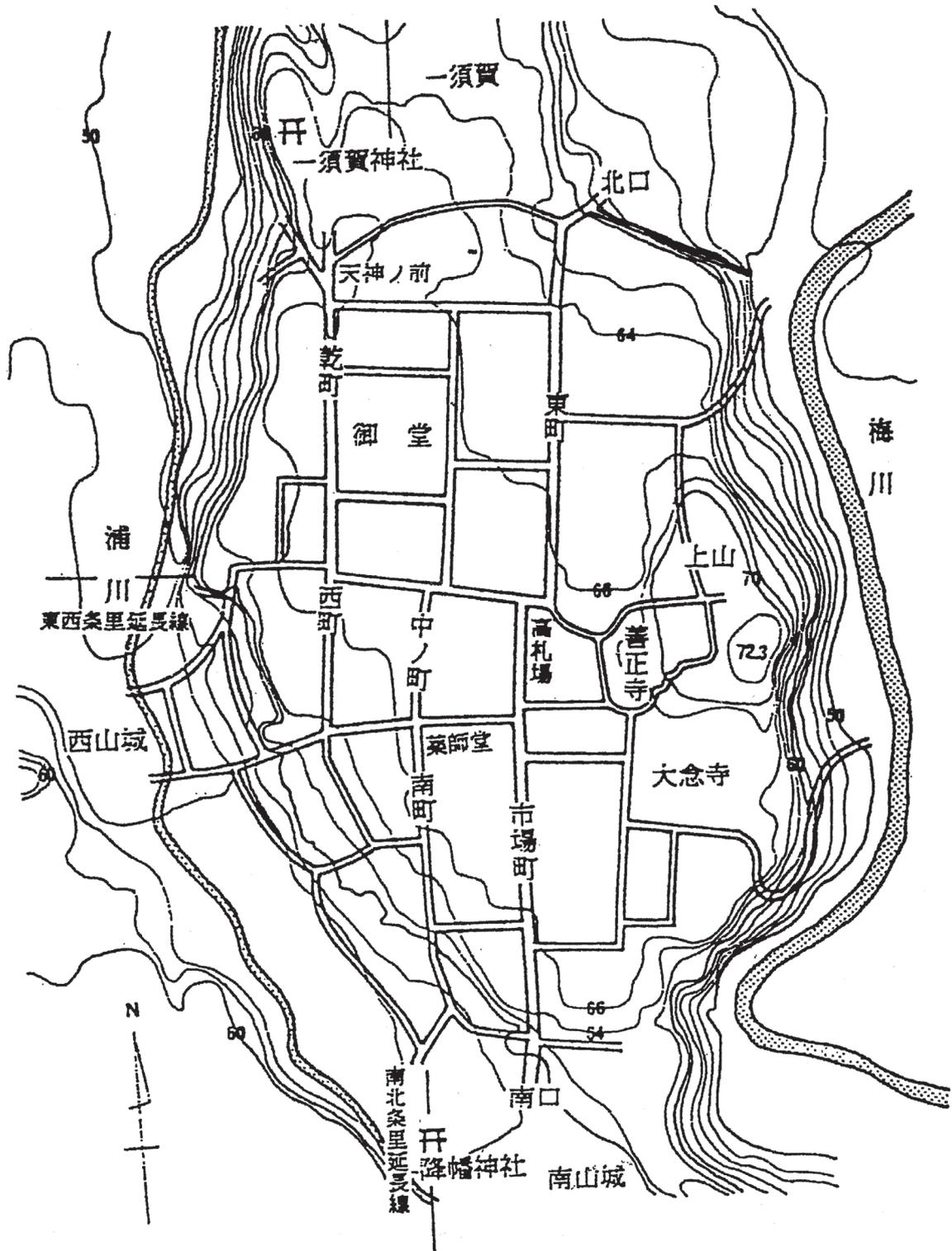
小稿で紹介、検討しようとするのはこのときの検地帳であるが、後の検討にもかかわることなので、この時期の大ケ塚の町のありかたについて可正旧記・

年代記によって知られることを記しておく必要がある。可正は「当地の町なミ五つに分る、唯今の如し」といい、昔（寺内町建設以後、一七世紀前半ころまでをいうのであろう）は南組北組と二つに分れ、「南中町・南西町、此両町を南組とす。北西町・東町・乾町を北組とす。今の山田屋作兵衛・高嶋屋五郎兵衛など住居の屋敷筋、西より東迄少々堀切て南北の際目とす、昔ハ御公儀ノ役儀、南組北組半分宛相勤しと也」（旧記巻一）と記している。つまりかつては南組二町（南中・南西）と北組三町（北西・東・乾）の五町に分れ、公儀の役も北組・南組半分ずつ勤め、庄屋も元和元年（一六一五）に一本化するまでは南北にわかれていた（年代記）。庄屋役は「年寄中三年替りに勤る事、昔よりの定」（旧記巻一）であったが、これは「大法」であつて必ずしも厳密ではなかつたようである。庄屋給米は一年に三石で、両組から一石五斗ずつであつたが、「北組は公事屋に懸る棟役」で、「南組ハ屋敷の高に懸る」高掛りであり、これは可正当時までこの通りであるという（同上）。

とくに慶長年間のこととして注目されるのは、市の場合をめぐつて南北に争いがおこつたことである。昔は大ケ塚の南方、千早赤阪への中継地森屋村に市が立っていたが、次第に不自由を感じ、山沿いの村々も示し合せて当地で市興行することになったという（旧記巻一）。その動きの中で、市の場合をめぐつて南北両組に数度にわたる争いが起こり、庄屋も二つに分れ、双方より公儀に訴訟を起こしたところ、慶長七年（一六〇二）八月二十七日附で当時の代官伊藤左馬頭より、「上十日を南大ケ塚、下廿日を北大ケ塚」とする裁定がなされた。なおその制札の宛名は「大ケ塚惣中」となっている。その文中に「手前二而無之時、柴木を下させ候ハ、」とあるので、主要な物資は「柴木」であつたらしい。ただし、「右御掟之通に相勤といへとも南ハ榮へ北ハ衰フ、年経ていつとなく南にのミ立けり、是地の利宜き理り有にやあらん」とあり、市はいつごろからか南にのみ立つようになつていった。この点は慶長十三年検地帳を検討する上でも留意されることである。

如上の記事内容は大ケ塚について触れる多くの方が参照されているものであるが、最も本格的に検討しようとされたのは伊藤裕久氏であった。<sup>5)</sup>伊藤氏はそれらに記される大ケ塚寺内町の建設経緯を検討して、石川河岸段丘上の入会地に形成された惣的結合をもつ寺内町として、富田林の場合と極めて類似していることを確認した上で、「大きな相違点は、富田林がまったくの新開地に建設されたのに対して、大ケ塚の場合は、寺内町建設に先行する集落が存在し、寺内町の内部組織が、南北両組に二分されていた事実である。」と指摘されている。そして近世成立期にさかのぼる史料が得られない現状から、寛政・天保・明治初期の村絵図をもとに大ケ塚寺内町を復原し比定されたものを通して大ケ塚の町割りの特徴を五点指摘された。ここにその復原図と、それに基づく指摘を紹介させていただく。①近世後期の大ケ塚は東町・市場町・乾町・南町・西町の五町で構成される。②市場町筋から東町筋にかけて、南北往還（主軸道路）が貫通し、中央で雁行しており（高札場の存在）、それが村の外部と通じる出入口は北口・南口と称されていた。③南北主軸道路から一筋だけ離れた位置に、御堂（善念寺）は東面して立地し、融通念仏宗の石川中本山である大念寺は西面して配置され、各々、主軸道路に対して東西方向の門前路が設けられている。④町割を構成する南北道路は、中央東西道路との交差点で四〜六間ほど「喰違い」をみせる。また、この中央東西道路を境として、南側では、南北道路は地形条件に沿つて湾曲をみせるのに対して、北側では御堂を中心に直線道路で構成される。⑤大ケ塚は、北部で一須賀村、南部で南山城村と接し、各々の村内に、氏神である一須賀神社（天信天神）、降幡神社が存在する。

以上を指摘された上で、とくに五町の構成と町名呼称に不明な変化のあることについて次のように云われている。「東町・市場町・乾町・南町の四町は『旧記』に頻出するが、西町の記述は少なく、代わつて北西町・南西町の記述が多くみられる。一方、前掲の『略記』（可正旧記）巻一）では、寺内町建設期の



伊藤裕久氏作成〔大ヶ塚寺内町復原図（寛政～天保期）〕

町名を『南中町・南西町、此両町南組とす。北西町・東町・乾町を北組とす』と伝えている。ここでも、南西町を南組、北西町を北組としている事に注目すれば、南北両組の存在意義が薄れた十八世紀以降、南西町・北西町を統一して、次第に西町と称するようになったものと推測される。また、南中町は、図で示した南町・中町に相当する町名とみられるが、南組に市場町の記載がなく不明である。前述した慶長期における南組の市興行は、当然、街道筋にあたるこの市場町(筋)であった筈で、市場町が形成されていなかったとは考え難い。市場町の記載が何等かの理由で欠落したか、町名としては存在せず、南中町に含まれていたかであろう。ここでは一応、「旧記」に記載された、東町・乾町・北西町を北組、南西町・南町(中ノ町)・市場町を南組と推定しておきたい。」  
ややわかりにくいのが、伊藤氏においては左記のようになるのであるのか。

#### 建設期町割 その後の変化

北組 東町 ↓ 東町、  
乾町 ↓ 乾町、  
北西町 ↓ 西町？  
南組 南西町 ↓ 西町？  
南中町(市場町?) ↓ 南町？  
市場町? ↓ 市場町？

東町・乾町についてはほぼ明らかで呼称等に変化はない。しかし北西町・南西町・南中町については建設期から一定の時期を経て、町名呼称の変化があったらしいのである。しかもそれは二つの町が一つに統合、あるいは一つの町が二つになるような町割の変更を伴うものであったらしい。とくに町場の中心ともみられる市場町は建設期にみられず、どのような変化の中で形成された町なのか不明である。はたして建設期の町はどのように構成され、各町はどのような特徴を持っていたのか。そして「南」の繁栄はどのような変化をもたらした、それは市場町の出現とどう関係しているのか。大ケ塚の形成と町場的展開

について考える上で重要な問題を含んでいるように思われる。その点を考える上で、慶長十三年検地帳は一定のデータとそれに基づく示唆を与えるものと思われる。

## 二、慶長十三年検地帳の検討

### (1) 記載形式

慶長十三年検地帳写<sup>6)</sup>について、はじめにその作成経緯およびその記載形式について記しておきたい。この写は検地帳末尾の筆写者西村允蔵の奥書によれば、安永三年(一七七七)十月朔日に、伯父壺井清平(三代河内屋五兵衛)からの指示によって允蔵が筆写しておいたが、その後安永五年八月朔日に伯父清平が死去し、庄屋役が他へ渡り、検地帳も引継書類として移ることになったので、先年の伯父の命を思い出し、同月三日、五日、六日に校合を行なったものである。さらに「文字書様等本紙水帳之通相違無之様ニ写置候」と書き添えられていて、字の大小や書かれ方・配置に至るまで原本に書き写されたものと考えられ、検地帳写として信頼しうるものと考えられるのである。この点は検地帳を検討するうえでも貴重である。またこの奥書の後に「壺井清三郎所持」とあるのは、この写の所蔵者が清三郎であることを示したものであり、清三郎は「壺井家系図」によれば清平の長男である。なお筆写者西村允蔵についてはかつて述べたことがあるが、近隣北大伴村の人で、河内屋可正の曾孫にあたり、京に遊学し皆川淇園・山脇東門・賀川子玄等に学び、地域医療に従事しようとした人であった<sup>7)</sup>。

表紙には「慶長拾参戊申年／河州石川郡之内大ケ塚御検地／九月吉日 林又右衛門・玉井助兵衛」と三行書きされ、豊臣秀頼知行支配時、片桐且元が検地奉行となり、林又兵衛・玉井助兵衛の二人を検地役人として行われた時のものである。その記載形式についてその冒頭部分を示せば次のようである。

屋敷<sup>東口</sup> 壹畝廿四分 、 式斗五升式合 与太郎ウラヤシキ

同 壹畝十八分 、 式斗二升四合 善兵衛○

同 壹畝三分 、 壹斗五升四合 源七○

同 五畝拾貳分 、 七斗五升六合 若衛門○

上島 拾貳分 、 五升式合 源右衛門後家○藤右衛門

上島 拾八分 、 七升八合 甚五郎<sup>ひがし</sup> 同人

上島 壹畝三分 、 壹斗四升三合 弥九郎 いぬい甚三郎

上島 壹畝三分あれ 、 壹斗四升三合 弥七郎<sup>東山</sup> いぬい

上島 十五分 、 六升五合 宗休 ひがし甚三郎

上島 壹畝十八分 、 式斗八合 甚三郎 宗左衛門へ入

いぬゐ (下略)

一段目に屋敷と上島という地目と等級が記され、二段目に反別面積、三段目に分米、四段目に名請人、ここまでは検地帳の記載そのものである。が、この写ではその下にさらに所在とその後の所持者異動とみられる名前が記されている。この書入れは筆者允蔵が書き入れたものではなく、允蔵が筆写しようとした時、すでに検地帳に書入れられていたものであった。原本に忠実に筆写したという奥書はその点でも貴重である。この書入れについては次章で検討することにし、ここではまず検地帳本体について検討しておきたい。一段目の地目はすべて屋敷・上島の二種類のみで、最初の五筆目以降、わずかに屋敷が混ざるものの上島が一三〇筆近く並んでいる。その後は圧倒的に屋敷が並び、その間に上島が混じるといふ並び方をしている。それは一見検地の順序にそって記載されているかのように見える。しかしその所在を示すと見られる肩書は一筆目の「東口」とある以外はまったくない。これだけからみると検地は東口すなわち町の北東角から始められ、一定の順序にそって行われ記載されていたようにも見受けられる。しかしそうすると東町に大変多くの畠が分布し、その後は断続的にしか見えなくなり、多くが屋敷で占められるという大変偏った土

地配置となる。屋敷・上島の分布状況についてはさらに後に検討したい。

## (2) 検地帳記載の総計

さてこの検地帳を総計すると、屋敷筆数は二二六筆、反別合三町五反六畝二十四歩であり、上島筆数は二二二筆、反別合一町九反五畝十八歩となり、全体で四三八筆、反別合五町五反二畝十二歩である。なお斗代は屋敷については一畝につき一斗四升、上島については一畝につき一斗三升とやや高めであり、分米合計は七五石三斗八升となる。内六斗七升式合は庄屋二人、道場二ヶ所分として「御免」と記されている。屋敷と上島の筆数は近いものの、面積では屋敷は全体の六四・六%、上島は三五・四%となる。相当町場化していたことがうかがわれるが、全域に達していたわけではなく、ほぼ三分の二が屋敷地で、残り三分の一ほどは畠として利用されていたらしいことがうかがわれる。

大ヶ塚は一五七〇年前後に寺内町として建設が始められたとして、この検地はそのほぼ四〇年近く後になるが、町場化の進展はこの程度であった。近隣の寺内町富田林の場合、文禄五年(一五九六)の検地帳では屋敷六五・五%、畠三四・五%、屋敷の平均面積五〇・五坪にたいし畠は平均一七・三坪と計算され、慶長十三年(一六〇八)検地帳では屋敷八一・四%、畠一八・六%と計算され、畠の大幅な減少が指摘されている。これによれば慶長十三年検地帳に見る大ヶ塚の屋敷・畠の比率は富田林の文禄三年時の数値に近いことがわかる。富田林の寺内町建設は永禄三年(一五六〇)ころからであるから文禄三年は三六年後ということになり、慶長十三年の大ヶ塚が町形成から四〇年近く後とすれば、町建設からの経過年数という点でみるとほぼ似た町場化の展開をたどったように思われる。さらに一筆平均面積でみると大ヶ塚の場合、屋敷地の平均規模は一畝一七〜一八歩(四七〜八坪)ほどで文禄五年の富田林の屋敷規模に近い。上島の平均規模は〇・九二三畝すなわち二七・六〜七歩となり、文禄期富田林の畠一筆平均一七・三坪よりは広いが、やはり上島は屋敷地にくらべてか

なり狭小で平均して六割弱の広さである。一般的には屋敷は町中央部、畠は町周辺部の分布が予想されるが、屋敷の間の散在もありうることで、ここからだけでは確かなことはわからない。つぎに屋敷・上畠の名請人から所持状況をみてみよう。

### (3) 屋敷・上畠の所持者と階層

屋敷地所持者の合計は二〇六名（複数筆所持者がいるため惣筆数より少ない）、うち屋敷地のみ所持者は一四二名、屋敷地・上畠両方共の所持者は六五名であり、上畠のみの所持者は八二名となる。屋敷規模別の階層構成をみてみると（同一人が複数筆数を所持している場合は合計反別を出して一名と数えている）左のようである。

四畝以上	一〇名	
三畝以上	四畝未満	一一名
二畝以上	三畝未満	五二名
一畝以上	二畝未満	七四名
一畝未満		五九名

計二〇六名

屋敷所持者で四畝以上のものは左の一〇名である。

- ・市衛門八畝六歩（東町二筆）・善衛門七畝（南西町三筆）
- ・清兵衛五畝六歩（南中）・若衛門五畝十二歩（東口）
- ・宗休五畝三歩（ひがし）・与一左衛門五畝三歩（乾二筆）
- ・西うら宗左衛門四畝二七歩（いぬい）・山城善嘉四畝十二歩（北西）
- ・長三郎四畝六歩（南中）・甚二郎四畝（山城↓乾）

この一〇名で五反三畝十五歩となり、屋敷地全体の一三%を占めている。三畝以上で二一名おり、それで二〇%ほどを占め、一定の屋敷地集積者はいるが、

まだ全体の屋敷構成を崩すところまでは進展していないようにみえる。一畝から二畝（三〇坪から六〇坪）程度のものたちを中心に一〇坪台のものと九〇坪未満の屋敷を持つものたちで一八五筆を占めており、それほど大きな分化が生じているとは思われない。検地帳は屋敷の畝歩面積だけを記し、間口奥行間数を記していないので、形状や規則性、計画性については残念ながら推察の手がかりを得ない。

なお河内屋可正の祖父河内屋了西は三畝十二歩（北西二筆）で上層ではあるが最上層ではない。また庄屋善助も二畝三歩（南西）であり、いずれも『可正旧記』などからは町の「宿老」として建設運営の中心になった人とみられるが、屋敷所持では必ずしも町の最有力者としての姿を示していない。これには二つのことが考えられる。一つは了西が酒造、善助が油というように、新たな町場における家業として土地所持よりも商業経営に足場を置こうとしたと見られること、二つ目はやはり町の代表的有力者で可正の外祖父となる崑蕪屋了誓なども年貢諸役負担の重さのため土地を多く所持することは却って過重負担を招くとして土地集積を意識的に避けようとしたことである。『可正旧記』（巻一五・223p）には次のように記されている。「天正年中より文禄・慶長の終迄ハ豊臣公の御知行所なりしか、諸役の懸り物大分にて、田畠を多く持し者ハ還而難義に及へり。予か祖父了西等ハ始より田畠多く所持せし者なるか、樽肴を添て、皆もらかしたる事実正也。かやうの時節なりし故、了清（誓）田畠を求さりしも理り也。」と、田畠を多く持つと諸役が重く、かえって難義となり、「樽肴」を添えてまでも「もらかし」たというのである。なお大ヶ塚はおそらくこの時期からと思われるが、享保十八年まで年貢取米十一成という高年貢が賦課されていた（『河内屋年代記』および「壺井家年代記」<sup>9</sup>）。また検地役人でもあった玉井助兵衛と林又右衛門を異名に「ネダリ助兵衛」「鬼又右衛門」と言い習わしていたという（旧記巻二、115p、年代記6p）。

つぎに上畠所持の上位層（四畝以上）を参考までに記しておくとして左のよう

ある。

- ・山城善嘉六畝三步（北西二筆）・宗三郎五畝二十四歩（南中四筆）
- ・大とも六衛門五畝九歩（北西）・西ノ甚左衛門五畝六歩（東六筆）
- ・小衛門四畝九歩（南中二筆）・又七郎四畝（南西）

上畠は屋敷より平均面積が狭小であるためか複数所持のものが比較的多い。その中で最多である山城善嘉は屋敷所持上位層にも見えていたが、この人は隣村山城村の人々である。大ヶ塚村民以外で屋敷・上畠の所持者としてみえるのは山城村の人々だけで、北西町八名他二名で合せて一〇名みえる。もともと山城村居住の人々は、この時期、戦乱の難を避けて、寺内町であった大ヶ塚に一時的移住していた。この間のことを「可正旧記」では「当地城郭敗れて一村取立る時節」は信長、三好、畠山、松永、根来寺の勢力争い、そして本願寺と信長の戦が始まり、「此故に盗人国に多くして小村山城の住居なりかたく、村中残らず家を引、大ヶ塚に住けり」と記される（旧記巻一、76p）。山城善嘉はその山城勢の代表で、大ヶ塚に住居しながら山城村の庄屋を勤めた人であった。この善嘉一家のことや大ヶ塚と山城村との出入などについては『可正旧記』巻一、『河内屋年代記』に詳しいのでここでは措いておこう。この山城村の人々が帰村したのは大坂の乱も鎮まった元和二年（一六一六）であった。したがってこの慶長十三年はまだ山城村の人々が大ヶ塚に住居し、屋敷や畠を所持していた時期であった。検地帳に見える善嘉を中心とする山城村の人々の存在はそのことを示している。あるいは、善嘉もそうである可能性が高いが、隣村の有力者として大ヶ塚開発当初から一定の土地を保有していた可能性もある。山城から大ヶ塚へ移住したまま帰村せず大ヶ塚村民となった者たちも、出身村山城に多くの出作地を有して出作庄屋をめぐってしばしば紛争が起きてもいた（旧記并年代記）。なお山城村の者一〇名のうち八名の多くが北西町に居在しているが、それがなぜかは今のところ不明である。

#### （4）名請人の肩書

名請人の肩書については、地名肩書と家業肩書の二種類がある。地名関係としては出身地名と見られるものと大ヶ塚内の町名と見られるものが混在している。いまそれらを分けて挙げてみると次のようである。（ ）内は人数。

##### ①地名肩書

##### 〈大ヶ塚町内地名〉

- 「東」或は「ひがし」(8)・「西ノ」(5)・「いぬい」(5)・「北向」(3)・「西丁」(2)・「南」(1)・「東丁くわ」(3)・

これらはおそらく名請人の居住を示しているであろう。その他に、おそらく町内の一定箇所と思われるものに「今西」「梅川」「木ノ下」「山口」「山」「神田」があり、神田二名以外はすべて一名である。「東」に関わる肩書を持つものが多いことは気になることではあるが、その理由は今のところ分らない。しかし後述とも関係するがこれらがそのまま名請人の所在の多寡を表しているとはいえないように思う。

##### 〈大ヶ塚以外の地名肩書〉

- 「山城」(7)・「東山」(5)・「西うら」(4)・「大とも(伴)」(4)・
- 「こ(ほ)んた(誉田)」(4)・「太子」(3)・「かうち(河内)や」(3)・
- 「大くろ(黒)」(2)・「いつしか(一須賀)」(2)・「はむろ(羽室)」(1)・
- 「通法寺」(1)・「山中田」(1)・「はたへ(菩提)」(1)・「大坂や」(1)

これらはおそらくそのものたちの出身地をあらわすものと見てよいであろう。これらの地名はたしかに山城村を筆頭に大ヶ塚の周辺村々であり、この村々から大ヶ塚という新たな町の住民となろうとした者たちが多かったことを示す。ただし『可正旧記』によって出身地の検出は二、三の人によって行われているように<sup>10)</sup>、これによって出身地名が網羅されているわけではない。大ヶ塚住民は基本的にはほぼすべて近隣（ごく一部遠方を含む）からの新規移住者によって形成された町だったからである。したがって地名肩書は何らかの呼称上の区別と

して必要とされたものにだけ付されているとみられる。

②家業肩書 次に家業肩書と判断されるものについて屋敷所持者と上畠所持者にわけて左に列挙しよう。なお町別に分けた根拠については後述。

〈屋敷所持者家業肩書〉

東町〈こんや2・おけや2・たるや2・あふらや1・さかや1・ぢかや1〉

乾町〈こんや3〈南庄屋一名含む〉・ちや売り1・かみゆい1・さうめんや1・

北ノありき1・北ノ道場屋敷1を含む〉

北西町〈かたきや1・かぢや1・はんや1・こんたや1・ちやうり3・山城

神主1・たるや1〉

南中〈たるや1・他に大念仏道場屋敷、善正寺、南番屋を含む〉

南西〈はんや1〉 以上14種20人

〈上畠所持者家業肩書〉(上畠所持者については町別把握する事が今のところ困難)

〈はんや2・こんや8・さかや2・ちやうり4・しほや2・たるや3・おけ

や2・あふらや2・きやうし・あるき・かみゆい・かちや2・さうめんや・

井戸屋敷〉以上13種31人

〈屋敷・上畠所持者の家業合計〉としては、

紺屋10、茶売り8、樽屋7、油屋3、桶や4、鍛冶屋3(4)、髪結2、

素麺や2、はんや(番屋カ)5、酒屋3、塩屋2、あるき2、きやうし(経

師カ)1、

となる。合せて一四種、五一人となる。すべてを網羅しているとは思われないが、今のところこれを手がかりとするほかない。紺屋一〇人というのは突出しているが、職人としての染物業のみにしては多すぎるように思われる。あるいは染物の布類を扱うものも含んでいるのかもしれない。茶売り八名も多いがなぜかよくわからない。が、総じて紺屋・桶や・樽屋・鍛冶屋などの職人的な家業が多く、ついで酒・油・塩・素麺など日常生活品の製造販売業が多かったよ

うに見受けられる。樽屋・桶屋は酒・油・塩などの製造販売に欠かせない仕事であった。以上肩書記載についてであるが、この点はすでに水本邦彦・伊藤裕久氏らによって行われているように、<sup>①</sup>「可正旧記」の記載からある程度増補することが可能ではある。旧記は相当信頼できる記録ではあるが、当該期については二次史料たることは免れないので、今はおいておこう。

以上、検地帳本体部分についての総体的な説明である。つぎに検地帳書入れ部分の検討を行いたい。

### 三、検地帳書人に見る異動とその時期

#### (1) 書入れの時期と異動

さてこの検地帳写において注意されるのは、名請人の下に大ケ塚内の町名、および所持異動を示すとみられる名請人とは別人の名前がやや小字で書き込まれていることである。その記載は屋敷・上畠のほぼすべてにわたってなされている。その書入れ方はすでに冒頭の引用に示した例にもみえるが、別に任意の箇所を抜き出せば次のようである(上欄の番号は検地帳の記載順の番号である)。

(311) 屋敷	壹畝十八分	、	式斗五升式合	源介	北西
(312) 屋敷	壹畝	、	壹斗四升	助三郎清衛門入	北西
(313) 屋敷	式畝三分	、	式斗九升四合	四良兵へ	北西
(314) ヤシキ	十五分	、	七升	同人	北西
(315) ヤシキ	十五分	、	七升	与三郎	南西 今八善介
(316) ヤシキ	六歩	、	式升八合	源介	北西
(317) 屋敷	壹畝	、	壹斗四升	弥三四郎兵衛入	北西
(318) 上畠	廿四歩	、	壹斗四合	弥一郎	北西
(319) ヤシキ	式畝十八分	、	三斗六升四合	宗衛門	山城

(320) 屋敷 式畝廿壹歩、三斗七升八合 了西 北西

名前のうち上部のものは明らかに検地帳名請人である。その下にやや小字で記されている「北西」「南西」とあるのは当時の町名であると判断される。そしてその前後にやはり小字で「清衛門入」「今ハ善介」「四郎兵衛入」などであるのは名請人の異動を示すものと考えられる。そうするとこの記載において、(311)の「源介 北西」の場合はこの小字部分書かれた一定時期までの間は異動がなく、源介所持が継続していたことを示すとともに、屋敷および名請人の所在が北西町であることを示していると考えられよう。それに対し、たとえば(312)「助三郎清衛門入 北西」は検地当時助三郎の所持であったが、その後清衛門へ入り、その所在は「北西」町であることを示しているよう。同じく(315)の「与三郎 南西 今ハ善介」の場合は「南西」に所在する与三郎所持であった屋敷がいつの時点でか善介へ移ったものと理解される。これら屋敷の場合は「北西」「南西」は屋敷の所在であるとともに名前人の居町であると考えられる。なお中に(319)の「ヤシキ」の場合、「宗衛門 山城」とある。大ケ塚村民以外のものが所持している例は先述のように山城村のもののみであるが、この(319)も山城村の宗衛門が大ケ塚村に式畝十八歩の屋敷を所持していたことを示している。そして名前下に「山城」と記されているのは、明らかに屋敷の所在ではなく名請人の本来の所在である。そのことからこの書人にみえる地名町名は、その名請人の居住町(村)を示していると考えられる(ただし屋敷の場合は山城のような例外をのぞき、屋敷の所在と名請人の居住は当然基本的に同一である)。それに対し、上畠部分では(318)「弥一郎 北西」の場合、一見するところ、この「北西」が上畠の所在か、名請人の居住町名か、これだけからは判断がむづかしい。しかしそれも上畠の所持移動を示す他の記載例たとえば、(57)「孫四郎 南丁喜右衛門」、(58)「三郎衛門 いぬい善右衛門」、さらに(253)「甚兵へ いぬい宗左衛門ニ入」などの記載をみれば、その「南丁」や「いぬい」が上畠の所在ではなく、名前人の居住町であることが明らかである。

さてそれでは、この小字部分の異動有無の書き加えや町名書入れはいつ頃になされたのであろうか。検地帳原本に直接書き入れられていた点からみて検地帳作成時からそれほど隔たった時期とは思われない。その点を知ることは検地当時、屋敷が大ケ塚内でのように所在分布していたか、所持者の移動は一定期間においてどの程度あったのかを知るためにも必要なことである。しかしそれを知るための手がかりは中々に見出しがたい。その中で今のところ見出しえた唯一の手がかりは(89)「上畠 式畝九分 壹斗六升九合 与市 了西ニ入 西町」および(97)「上畠式畝十二歩 三斗一升貳合 源四郎 了西ニ入 西町」という記載である。また(320)「屋敷 式畝廿壹歩 三斗七升八合 了西 北西」という記載もそれに準じてみることでできよう。この了西は西町居住であることから河内屋可正の祖父河内屋了西とみてまちがいない。その了西はしかし慶長十九年(一六一四)十一月二日大坂の乱の最中、乱入してきた侵奪者たちによって鉄炮に打たれて即死している(旧記卷二「当地乱妨之事」及び「年代記」)。そうするとその了西へ上畠の所持が移ったことを示す「了西ニ入」という書入れは了西が討死した慶長十九年十一月より前になされたと思わなければならない。したがってこの書入れ部分は慶長十三年九月二七日の検地帳作成以後、慶長十九年十一月二日までの六年間の間にされたものと考えられるのである。きわめて短かい期間である。その書入れを必要とする何らかの事情があったのであろう。たんに庄屋の引継に必要とされたものかもしれないし、ひよっとしたら大坂乱の混乱に備えるためだったのかもしれない。いずれにせよ書入れは検地帳作成に近い時期ではなく、慶長十九年に近い時期になされた可能性が高いだろう。

そうしてこの書入れにしたがってその間の所持の異動を見てゆけば、異動がみられるのは屋敷では二二六筆の内九四筆、上畠では二二二筆の内二〇筆の

多さに上っている。屋敷筆数では四一・六%、上島筆数では五六・六%となる。わずかに六年間でこれほど多くの異動があったのだろうか。いささか疑問を抱かざるを得ない数字であろう。史料を見直してみると、書入れ部分の小さなちがいはたしかにあるともいえる。「〇〇二入」というのはつきり異動を示す書き方のものもあるが、「160」「甚五郎 南中 又右衛門」というように「二入」の字句がなく新たな所持者名と町名を記すという書き方のほうが多く見られる。「二入」の字句の有無に基本的な違いがあるのだろうか。書入れ部分の新たな所持者名はすべて検地帳名請人とははつきり異なった名前である。直系の継承を示すとは思われない。やはりいずれの書入れもこの間における所持者の異動を書き入れたものとみるしかなく、慶長期後半、激しい土地所持移動があったと考えざるを得ない。先ほど触れた富田林の文禄五年（一五九六）から慶長十三年（一六〇八）の十二年間における移動も屋敷は六五・五%から八一・四%へ、島は三四・五%から一八・六%へという激しい変化を示している。富田林の場合、屋敷の増加、島の減少という町場化を明瞭に示す変化である。それに対し、大ケ塚のこの書入れは屋敷所持者および上島所持者の異動率であって、屋敷の増加、上島の減少を示すものではない。屋敷は屋敷のまま、上島は上島のまま所持者に異動があったことを示すものとみなされる。その点やや不審を残すが、富田林と同様、激しい異動がこの時期生じていたことはおそらくまちがいない。とすればそこにはどのような背景があったのであろうか。気になる問題であるが、今は検討する手がかりがなく今後の課題とせざるを得ない。

## (2) 検地帳書入れに見える屋敷・上島の分布

さて次に大ケ塚の町場的展開を考える上で必要なことは各街区における屋敷・上島の分布状況である。幸い既述のように本検地帳の書入れ部分の多くには屋敷及び上島所持者の居住地区が記されている。それによってまず屋敷所持

者の居町（基本的に屋敷所在と同一であるが）を北から町別に拾い上げていけばつぎのようである。

（書入れにみえる屋敷所持者の居住町）

東町三三名、乾町三四名、北西町四二名（五〇名）、南西町五八名、南中町三八名、山城一〇名、不明一名

まず注意されるのは当時大ケ塚の南半分は後のように市場町と南町ではなく、南西町と南中町という町によって区分されていたことである。そしてこれによれば南西町が屋敷数において最も多く、ついで北西町、南中町、東町、乾町の順になる。ただし山城から一時移住し、大ケ塚内にも屋敷を所持している者のうち八名は北西町に屋敷を所持しているので、北西町に所在する屋敷数はこの数字より八名多くなる。

次に上島所持者の所在をみてみると、

東町五二、乾町二八、北西町三一、西町二三、南西町一七、南中町一七、南町八、山城九、不明二三、

となる。これは前述したように、上島所持者の居住地であって、上島の所在地ではないが、おのずと所持者の多寡は上島の所在数と対応している可能性は否定しきれない。これによれば東町に上島所持者は最も多く居住し、ついで北西町、乾町、西町という順になっている。この中で「北西町」「西町」と二つの呼び方がなされているが、はつきりした区分けがあったのかどうか定かではない。たとえば西の場合、(89)・(97)の上島では「西丁」とあり、(320)・(325)の屋敷所持の所では「北西」と記されているが、これが別の場所であったとは考えられない。「北西」と「西」の区別はある時期にはあったのかもしれないが、この時期にはその区別は厳密でなく以前の名残を残した程度のもので、「西」とよんだり、「北西」とよんだり、どちらも同じように通用していたように思われる（この点後述）。そうして北西町と西町を合計すると上島所持者五四名が居住していることとなり、東町より多くなり、上島の所在も多かつ

たのではないかと想定されよう。

その二町に比べて他の三町の上畠所持はかなり低く、南組に属した南中町・南西町はとくに低い。またここでも南中・南西という町名区分が用いられており、市場町という町名(域)はない。ただしその他に「南町」という町名がわずかに加わっていること、さらに「市場町」という注記が(405)「ヤシキ 壹畝六歩 壹斗六升八合 善正寺市場町太郎兵へ 同(南西)」と(424)「上畠 十二分五升式合 善正寺 市場町 南中」と善正寺に関わって二ヶ所のみに加え、しかも南西と南中とも記されている。これらの記載も当時の町名とその区分がどのようなものであったのかについて疑問をもたらしものである。

はたして大ヶ塚の当初の町名と街区はどのような構成であり、それはいつごろどのように変化したのであるか。

#### 四、検地帳と宝暦二年水帳書分

##### (1) 宝暦二年水帳書分について

それでは次に検地帳に関連するもう一点の史料をみてみよう。それは「宝暦二壬申年 御水帳書分」と題されたもので、基本的には宝暦二年(一七五二)における大ヶ塚の屋敷分のみについて所持者の異動を書上げたものであるが、そのいずれも屋敷地について慶長十三年時の検地帳の数字と名前を基礎として記載されている。そしてさらに注目されるのは町別に所持内容の変化が記載されていることである。これによって慶長十三年検地帳の屋敷分の理解とともに宝暦期にいたる変動についても、一定の手がかりが得られるのではないかとと思われる。

表紙左には「慶長拾三年戊申九月廿七日 今年迄百四十五年二成」とあり、慶長十三年検地帳を元と意識していたことがたしかである。その下には「琉球責 酉(慶長十四年) 四月」とあり、当時の歴史を回顧するのに「琉球責」が

引かれているのも興深い。また見返しには検地帳末尾の屋敷・上畠の反別総計や分米、検地役人名を写しているが、その前に一首の哥が書きつけられている。判読不明部分があるが、「□□太夫三人の名をよむ」として「古への名もなつかしき玉かつら みはしのもとにほふたちはな 棒屋□□のうた」とよめる。これは記録者が検地帳を見ていて、その中に先祖たちの名を見出してゆかしく思い歌を詠んだものと想像される。なおこの「書分」はその前年十二月に支配が角倉与一預り所から石原清左衛門代官所に替わったのを契機に作成されたものと思われる(『年代記』一一六頁)。さてそれでは次にまず史料本文の冒頭部分を掲出しよう。

東口与七郎

屋敷 壹畝貳拾四歩

貳斗五升貳合

与七郎

内 壹畝拾歩

拾四歩

壹斗八升七合

吉兵衛

善兵衛

同 壹畝十八歩

貳斗貳升四合

善兵衛

今善兵衛

源七

同 壹畝三歩

壹斗五升四合

源七

今勘兵衛

若右衛門

同 五畝十式歩

七斗五升六合

若右衛門

壹畝九歩

壹斗八升式合

勘兵衛

内 壹畝廿式歩

貳斗四升六合

次兵衛

貳畝拾壹歩

三斗貳升八合

勘右衛門

(下略)

この最上部に記される名前と地目（屋敷）が検地帳の冒頭に対応していることはすぐに了解されよう。検地帳写では一番目の「与七郎」は「与大郎」としか読めなかったし、またその下に「ウラヤシキ」の書入れがあったが、ここではそれはなくなっている。さらにまた「若衛門」が「若右衛門」と「右」を入れて書かれているなど近世中期にかけての表記の変化など些少の違いはあるものの基本的に検地帳の記載がまず写し取られている。名前のつぎの畝歩・分米・名請人名もみな検地帳そのままである。そしてその次に書かれているのが宝暦二年時のその屋敷の所持者であるが、ここにもみるように一筆であったものが複数に細分化されているものが多い。「若右衛門」の場合は三人に分割されている。

さてこの最初の部分では冒頭の「与七郎」の所にのみ「東口」という検地帳の記載が残されていて、つぎの「乾町」の記載が始まるまでの四二人分のところには地名の肩書や書入れがない。しかし「与七郎」を含むこの四三人の部分はすべて東町居住のものであることが、その後の記載によって確実視できる。というのも後の記載はすべて乾町・北西町・南町・市場町の順序で町別にはつきり区別されて記されているからである。これによって先の書入れではまだ不明であった分を含めて、検地帳の各町における屋敷所持者が一層明瞭になる。まずその各町別記載のうち乾町の冒頭部分のみを例示すれば次のようである。以下各町とも最初に町名を記し、ついで各筆ごとにまず検地帳の記載を写し、その後に宝暦二年時の変動後の所持内訳を記すという形式は先の東町の例と同じである。

「 乾町

西うら宗左衛門

四畝廿七歩 六斗八升六合

内 壹畝十五歩 式斗一升

壹畝廿壹歩 式斗三升九合

拾歩 四升七合

馬 庄兵衛

八兵衛

同人

甚二郎 壹畝十一ふ 壹斗九升 利兵衛

四畝 五斗六升

内 式畝十歩 三斗式升六合六勺

壹畝十六歩 式斗三升三合四勺

弥兵衛 弥右衛門（下略）

(2) 町割の変更と町別屋敷数

さてそれで次に検地当時の各町別の屋敷数、その合計反別、そして一筆平均畝歩を確かめたいと思うが、その前に問題となるのは検地当時、南中・南西とよばれていた街区名が、この宝暦期にはなくなり、市場町と南町とに変化していることである。元禄期の『可正旧記』でも古い時期のことについては南西町・南中町の呼称はみえるものの、可正当時の町名としてはすでに市場町と南町という呼び方になっている。先ほど触れたように検地帳書入れの善正寺の箇所にも南西町・南中町の両町が「市場町」とも書かれていた。いつごろどのように変更されたのかを示唆するようでもある。

『河内屋年代記』正保三年（一六四六）の記事に「善念寺再興、久宝寺頭証寺様末寺となる」の後に「御堂之入用を五町へ打分候次第」として、「市は（場）・東町・西町・乾町ハ壹つ役、南町ハ半役也、一町へ拾匁之時ハ南町ハ五匁ニ此年方定り候」とみえる。このときすでに市場町・南町という新たな町割変更がなされていたとみられる。その時期を確定することはできないが、町別負担額の決定が「此年方定り」とある点から見れば、正保三年かそれに近い時期にこの新たな町割変更がなされたのではないかと思われる。それでは南中町と南西町はどのように市場町と南町へと町割変更がなされたのか。

検地帳屋敷数のうち書入から知られる南中町・南西町居住名請人と、この宝暦「書分」に記された検地帳名請人の南町分および市場町分を一筆一筆突き合せてみていけば次のようなことが知られる。すなわち検地帳で南中と書入れが

ある三八筆はすべてこの「書分」では市場町へと編入されていることが知られ、同じく検地帳書入れにおいて南西とされていた五八筆の内一六筆分は市場町へ、そして四二筆分は南町へと編成替されていることが知られるのである。東町・乾町・北西町については町名・街区に変更はなく、検地帳書入れ居住町はこの「書分」の町別屋敷所持者にそのまま見出される。これによって検地当時の町別の屋敷筆数、屋敷反別等を知ることができる。その点を確認した上で、つぎに検地帳における各町の屋敷筆数とその合計反別、そして一筆平均畝歩を算出し、さらに宝暦二年には各町の屋敷筆数がどう変化しているかを参考に示しておきたい。

慶長十三年検地帳・屋敷分

宝暦二年「書分」屋敷筆数

町別屋敷筆数	合計反別	一筆平均畝歩		
東丁44筆 (8反2畝27歩)		平均1畝28歩	↓	東町66筆
(検地帳不明分11筆も東町居住者であることが「書分」によって判明)				
乾町34筆 (6反3畝9歩)		平均1畝24歩	↓	乾町55筆
北西丁52筆 (6反8畝12歩)		平均1畝3歩余	↓	北西町74筆
(内8筆は「山城」とあり計1反2畝12歩)				
南中町38筆 (4反4畝23歩)		平均1畝28歩余	↓	市場町53筆
南西町			↓	市場町合72筆
16筆 (1反9畝3歩)		平均1畝5歩	↓	市場町19筆
42筆 (4反6畝23歩)		平均1畝4〜5歩	↓	南町55筆
合計226筆				合計322筆

これによれば慶長十三年ごろ、最も屋敷数が多かったのは南西町で五八筆（六反五畝二六歩）であり、一筆平均では一畝五歩（三五坪）ほどである。つぎに

多いのは北西町五二筆であり平均一畝三歩余（三三坪）の広さである。東町は四四筆であるが、合計反別はもつとも大きく八反三畝に近く、一筆平均も一畝二八歩（五八坪）と最も広い。なお検地帳では所在が不明であった屋敷十一筆も「書分」によって東町所在であったことが判明する。南中は三八筆であるが、合計反別四反四畝二三歩と町規模では最も狭いが、一筆平均では一畝二八歩（五八坪）で東町と同じく広い。乾町三四筆は最も筆数が少なく、一筆平均も一畝二四歩（五四坪）と広い。なお、伊藤氏が想定された「中ノ町」という町は存在せず、南中町が「中ノ町」と誤記されていたものである。南中にはその中に善正寺と大念寺の二カ寺を含み、乾町もその中に大ケ塚御坊善念寺を含んでいるので屋敷筆数や空間密度にも影響していたのではないかと推測される。

たとえば大念寺について「可正旧記」（巻一）には次のように記される。「慶長十三年申九月二片桐寺正殿検地の時も右之次第申上候所に、折節寺地の内に借屋一軒有し故、拾五歩分米高七升、竿御打被成候、残りて東西廿五間、南北十九間御年貢免除被下し也」。境内の借家一軒十五歩が検地対象となったが、二十五間×十九間（四七五坪で一反六畝近い）は寺地として年貢免除となったという。この広さは南中町四反五畝ほどの約三五%を占めておりその比重の大きさがうかがわれ、やはり南中町の屋敷筆数の少なさに関係しているよう。大念寺は検地帳では「大念仏道場屋敷」と記され、旧記の記述通り十五歩が検地高となっている。なお大念寺は宝暦期には他に四筆加えて合計五筆の連続する屋敷四畝十二歩を加えておりさらに広い境内を占めるに至っている。善念寺・善正寺については慶長期の境内面積が知られないが、やはり大念寺と同様な町のなかでの位置を占めていよう。善念寺はこの時点ではまだ寺号を得ていないので検地帳では「北ノ道場屋敷」としてみえ、除地高は知られないが、十八歩が検地対象となっている。

こうしてみると上畠の所在がはっきりしないので確定的なことはいえない

が、南西町は上畠所持者計一七と最も少なく、逆に屋敷所持者は最も多く、一筆平均三五坪ほどで狭隘であったが、屋敷密度が高く町場的展開が早く進んだ所のように思われる。代官伊藤左馬頭の屋敷もこの南西町にあったようで「左馬殿ノ屋形ハ南西町道明寺屋太郎兵衛北也、亭ヲ高く上テ当地ノ四方ヲ見下ス」という構えであつたらしい(旧記卷二96P)。北西町は上畠所持者三一名と多いが、屋敷所持者も南西町に匹敵する五二筆を数える。結局、北西町・南西町に屋敷密度は高く、一筆平均も他の三町に比べてかなり狭小で三〇坪台であった。それに対し東町・南中町・乾町は一筆平均がいずれも五〇坪を越えて広く、屋敷密度はゆるやかであった。

### (3) 宝暦二年「書分」にみる屋敷の変化と家業肩書の増加

慶長十三年検地帳から宝暦二年「書分」までは一四五年の年数を経ている。ずいぶん長期間にわたるが、残念ながらその間の状況を示す同種のデータはない。その間の屋敷筆数の変化については先に示したように東町44筆↓66筆、乾町34筆↓55筆、北西町52筆↓74筆、南中38筆+南西16筆↓市場町72筆、南西42筆↓南町55筆、合計筆数では226筆↓322筆へという増加が見られる。ほぼどの町においても一・四倍ほどの増加である。しかし屋敷面積はほとんど変わっていない。上畠がわずかながら屋敷化しているが、筆数増加の主要因は先の「書分」の記載例からも明らかのように屋敷地の細分化である。

屋敷筆数の増加は当然経済的变化と階層分化によるものと推察されるが、おそらくのちの市場町筋を中心とした経済発展により南西町の密集化が進む中で、その中心を含んだ地区と南中町が統合して市場町として成立し、その結果、新たに南西町から分立した南町はやや小規模にならざるを得なかった。先に引用した正保三年、善念寺再興にさいし、御堂入用の負担を五町に分けたさい、南町だけ半役とされたのもこの町割変更による小規模化と引替の負担減

だったのではないだろうか。また宝永六年(一七〇九)十月、久宝寺再興奉加銀の大ケ塚からの拠出においても、西町二三九〇匁、市場町一三一五匁、東町九七五・五匁、乾町八九五・五匁と並ぶ中で、南町は二六三匁と極端に低い拠出額となっている(年代記P31)。もちろん真宗信徒の多寡にもよるが、市場町と分離したことによる経済的縮小が感じられる。またこれを見ると他の町々とくらべ北西町には河内屋を代表とする富裕な真宗の家々が多かつたらしいことが伺えよう。

なお宝暦二年「書分」には、屋敷所持者の家業肩書がある程度記されている。それを網羅的に示す意図はなかったようなので十分とはいえないが、一定の参考として次に示しておこう。

(宝暦二年御水帳書分・家業肩書、屋敷所持者のみ)

東町 (はうや・ぬしや2・たるや・小間物屋・もめんや・かうちや(?) 大工・油屋・酢や・とや・といや・茶や・茶わんや・たたみや・うをや・はたや・馬2・かちや)

乾町 (酢や・馬2・かみゆい・帯や・こんや・)

北西町 (酢や・といや・馬・かみゆい・あめや・かうしや・はか(り)まや・とうふや・ま(馬カ)や2・大工・)

南町 (樽や・もめんや・茶わんや・馬・おびや2・すみや2・かちや・もちや・はこや・米屋)

市場町 (まんちうや・かしや)

計33種47軒

※その他、各町に「町屋敷」の記載あり。

すでにこの時期においては肩書は必ずしも実際の家業を示しているとはいえず、また東町に家業記載が多く、市場町に少ないのも現実の家業を表しているとはいいがたい面を感じさせるが、一応のところをみると、まず馬屋(7)の増加が目立つ。人と物資の輸送が活発になったことを感じさせる。すでに元禄期、『可正旧記』の中にも義侠心と勇氣に富む馬持たちが印象深く語られ、可

正も高く評価していたが、それは継続していたようである。慶長期にみられた職人たちも継続して一定数みえるが、この時期には魚や・まんちゅうや・酢や・小間物や・木綿や・あめや・米屋・たたみや・とうふや・など日用品を扱う店々がかなりみられるようになってきている。肩書数も慶長期に比べかなり増えている。しかし東町居住者が多く、市場町のものも最も少ないことなど実際の家業・稼業を示す意味で記されているようにはみえない。畠地のみ所持者の家業が知られないので一層少ない数値になっている。河内屋や山田屋のように酒造を営んでいた家や油屋についても記載がない。すでになされているように、『可正旧記』によって検索するほうがより有効かもしれない。なお大ケ塚の家数人口は延享三年（一七四六）一〇四五人、明和四年（一七六七）家数二七四軒・人数九五一一人、天保五年家数二二六軒・人数九〇四人であった。<sup>14</sup>

近世中期以降の状況については別に考えることにして、ここでは検地帳当時の町域区分について検討することを優先したい。当初大ケ塚は東町・乾町・北西町・南西町・南中町の五町で構成され、それぞれの町がどの程度の屋敷数によって成り立っていたか、そしてこの五町のうち南西町が分かれてそのうち四二筆は南町となり、一六筆は南中町三八筆とともに市場町に統合されたことを確認した。さて次の問題は、この五町はどのように空間的に区画されていたのだろうか、そしてどのように変化したのだろうか、という問題である。この点が、わかっているようで実は意外に知られていないのである。

## 五、大ケ塚五町の町域とその変化

### (1) 大ケ塚の「町域図」

可正は前引のように「当地の町なミ五つに分る、唯今の如し」といい、その内、「南中町・南西町、此両町を南組とす、北西町・東町・乾町を北組とす、今の山田屋作兵衛・高嶋屋五郎兵衛など住居の屋敷筋、西より東迄少々堀切て

南北の際目とす」と述べている（巻一）。この「南北の際目」とした「屋敷筋」や「堀」は現在確認できない。伊藤氏はこの北組と南組の境目を高札場のところで南北中央道路と交差する東西道路を想定されているようである。そして西町は北西町と南西町が統合されたものとも推測されている。はたしてそうであろうか。そうなると西町は北組にも南組にも属していたことになってしまう。しかし西町・北西町が北組であったことは当初から後々まで一貫して変わらないうことである。南西町の呼称の消滅にともなう北西町がたんに西町と呼称されるようになった可能性が考えられよう。とすれば北と南の境界はどこで、北西町あるいは西町とはどの範囲であったのか。

また慶長七年（一六〇二）、市の場のことで南組と北組が争い、結局、上十日は南組、下廿日は北組と裁決がなされたが、次第に「南ハ栄へ北ハ衰フ、年経ていつとなく南にのミ立けり」といつていた（旧記巻二）。この「栄えた南」はおそらくのち市場町と呼ばれる南口から北へ通じる中心道路を含んだ地域だった推測されよう。そしてそれはもと南西町に含まれる地域だったと考えられる。それでは南西町が発展し、南町四二筆と市場町一六筆へと分かれる、その分かれ目はどこだったのだろうか。あるいは南西町とはもともとどの範囲を指したのだろうか。

大ケ塚の場合、富田林などのように縦筋・横町のように道路によって町域が明確に区分されず、東町・乾町・北西町のように一定の範囲によって町が区分されているようにみえる。江戸期や明治期の絵図には南北の道路上にそれぞれの町名が書きこまれている。その書込み方から見ると通筋の名称のようにも見えるし、その道路を中心とした一定の町域のようにも見える（82頁図1および前掲伊藤氏作成図）。絵図から見る限り町域の境界線がはっきりしないのである。この点は伊藤氏も指摘されているように町の形成のあり方をも反映しているのではないかと思われる。つまり道路をまっすぐな直交線で通し、それによって街区を構成するという都市建設の計画性からみると、大ケ塚の場合は直

行する道路によって碁盤目状の街区をあらかじめ設定するより先に移住者や寺院による一定街区の占有が行われた後に道路による街区整成が行われたのではないかということである。大ケ塚は寺内町として「一村の式法」が定まる以前に根来寺の城郭が建てられたり、それに伴って人々の移住が行われたりしていた。したがって寺内町としての再出発以前にある程度の集落形成がすでにあったとみられる。寺内町建設はそれを全面的に新たに作りかえるのではなく、それを一定程度前提にしながら行われたと推測される。伊藤氏は北の善念寺を中心にした乾町の地域のみが直行する道路によって整然とした屋敷割がなされているとされ、他の地域は道路の屈曲や街区の不整形を残し、街区の境界についても一定の曖昧さを残していると見られているようである。たしかにそうではある。それでは大ケ塚は道路を基本線としながら、各町域は何によってどのように区画されていたのだろうか。

さて、南西町五八筆のうち四二筆分はのちに南町として分立し、残り一六筆は分かれて南中町と統合して市場町を形成した、それはどの範囲だったのか。そして南町に入らず、市場町へと編入された南西町の一六筆はどこに位置していたのであるか。それがわからなければ慶長期の南西町・南中町もはつきりせず、また後の市場町・南町もはつきりしない。ひいては大ケ塚寺内町の構造についても曖昧さを残すことになる。従来、江戸期絵図にみえる南北道路と東西道路によって囲まれた街区を漠然と市場町・南町というようにみなしてきたように思われる。はたしてそうだろうか。

実は、あらためて大ケ塚を訪れた時、まずはじめに役場や町の人に聞いてみたのは、かつての市場町や南町などの五町は現在のどの区域を指すのかということであった。しかし明治二十三年市町村制施行後、一様に大ケ塚村として地番表示になり、小字名が失われていき、今ではわかる人はおそらくいないということであった。ほとんどその点はあきらめて、大ケ塚公園（現顕証寺〈昔時の善念寺〉の裏側、段丘の西端に河南町によって作られたもの）へ入ろうとした

時、おそらくだれもが目にする案内板が目に入った。その案内板には「明治二十年ごろの大ケ塚の町域」と題された銅板図がはめ込まれている。それには江戸期あるいは明治期の絵図を基にしたと思われる街路が描かれ、上山を含めて東・乾・西・市場・南の各町の区域が示されている。そうしてそこにもう一つ街路とは異なる線が全域にわたって複雑な屈曲を示して描かれている（84頁図2）。この線については以前はまったく気にせず見過ごしていた。この町域図は一般向けにおおよその昔時の区域を示す案内図という体裁のもので、それほど厳密なものとは思わなかったためであった。今回あらためてみると、そこには複雑な線を描いて各町域そのものが示されていることにはじめて気付かされ、驚いた。まさに「町域図」である。この複雑な線はおおよそで引けるものではない。これは今のところ公にされたものとしては唯一、五町の区域を明瞭に示した町域図である。この町域図については今まで問題にされたことを聞かない。「明治二十年ごろ」という近代に入っているものであることがこの図を取上げることを選んできた一つの理由かもしれない。しかし「町域」とある以上、問題としないわけにはいかない。図に見るように実に複雑な屈曲線である。この線については案内板にもとくに説明はない。「明治二十年ごろ」とあるが、何に基づいて描かれたものかわからない。これが今から一三〇年ほど前の町域の境界線であるとしたら、従来の我々の認識は相当に誤っていたと思わざるをえない。大ケ塚の町域は相当に入り組んだ形をとっていたのである。そこで町役場教育委員会を訪ねて文化財係の方に尋ねてみたところ、これは平成に入ってから町によって建てられたもので、小字名と明治期の地籍図を対照して文化財係によって作成された「大ケ塚寺内小字図」を基としたもののご教示を得、その小字図をも見せていただいた<sup>15)</sup>。見るとたしかに小字図の町域区分とこの町域図はほぼ重なり、おそらくこれに基づいたものであろうと了解した。もちろんこれは一八九〇年前後の町の姿であって、ここから直ちに三〇〇年以前の姿を推測することが危険であることはいうまでもない。しかしこれは町

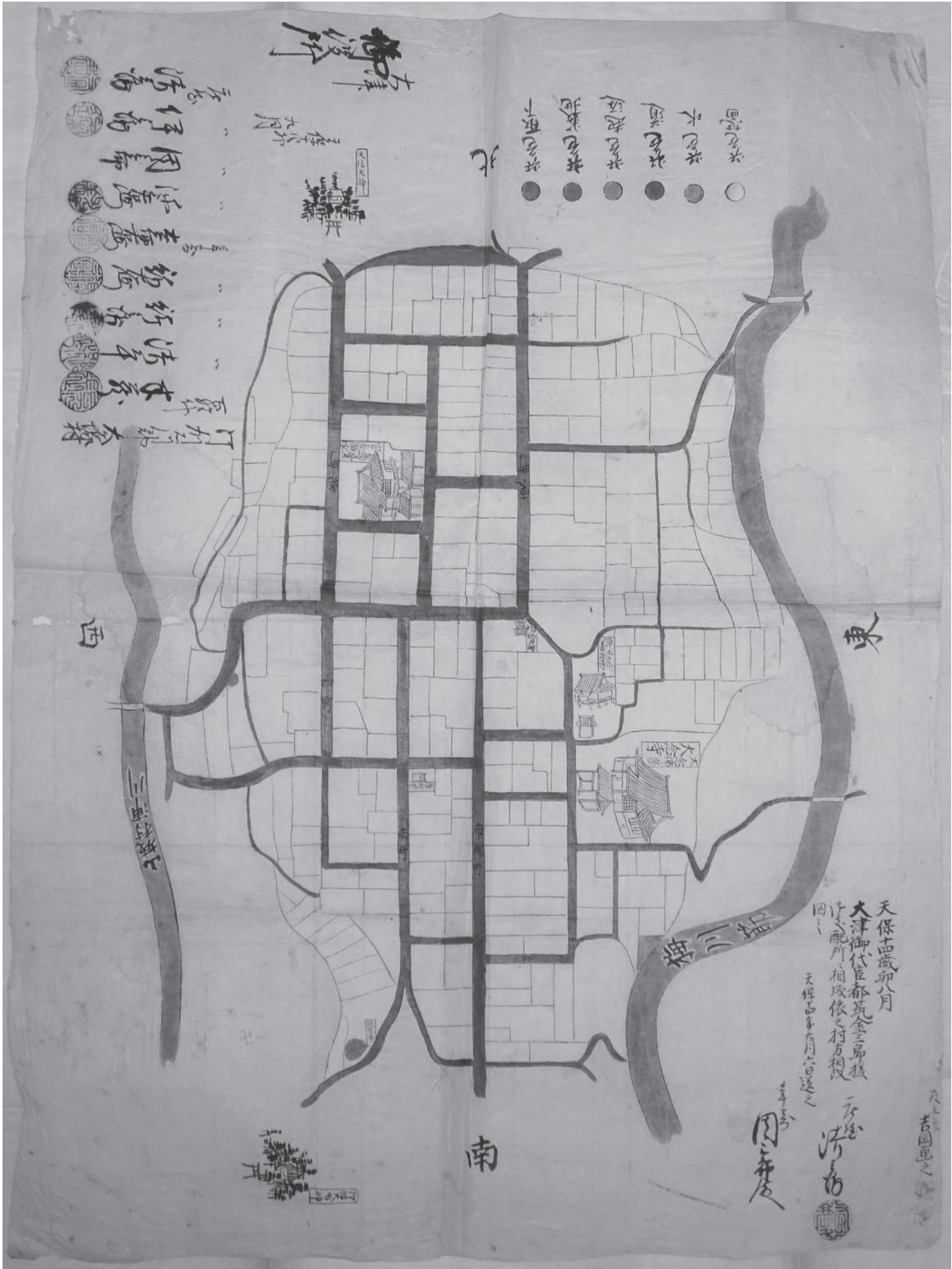


图1 天保14年大ヶ塚絵図写真

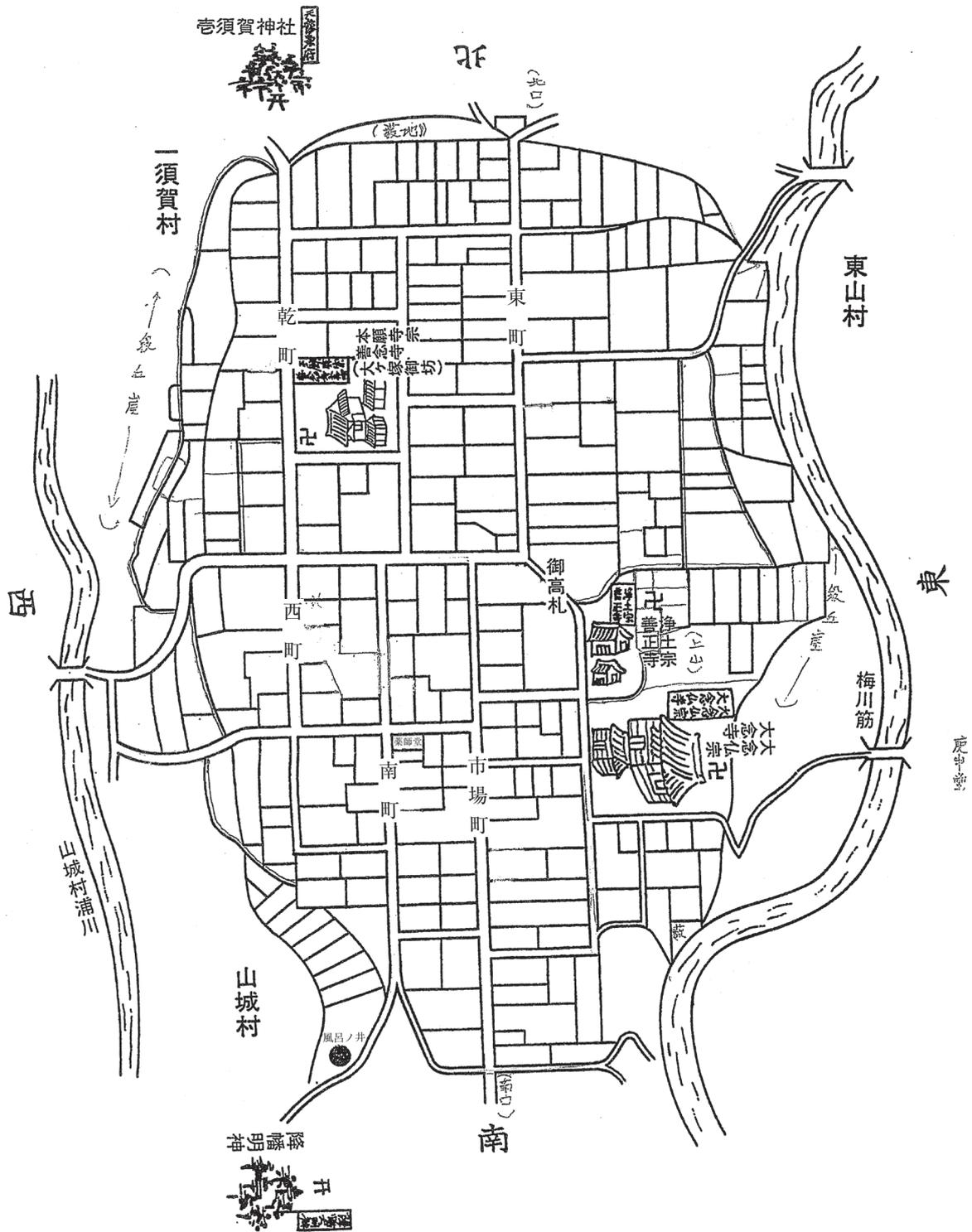
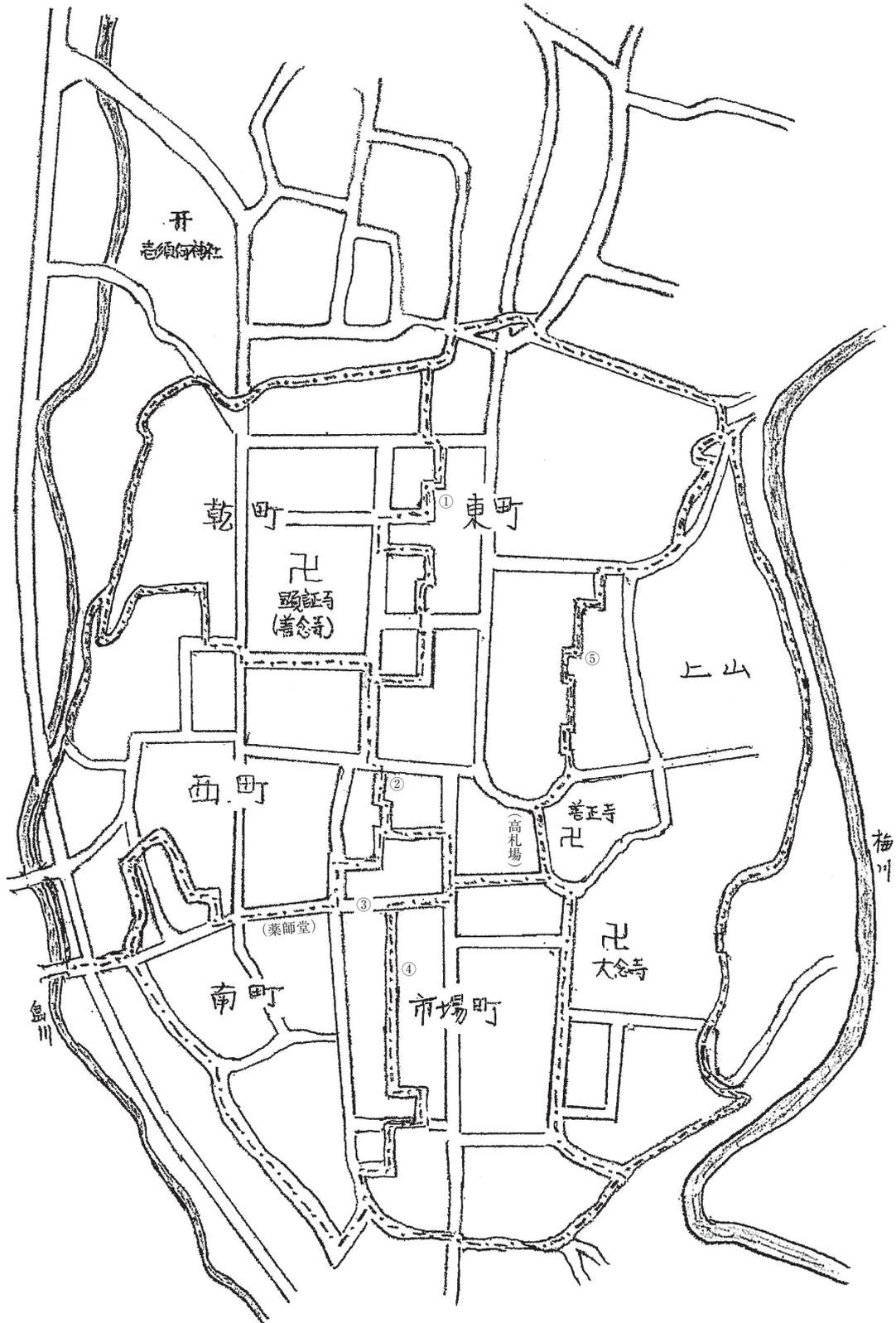


図1 大ヶ塚絵図 天保14年(1843)大ヶ塚絵図(壺井家蔵)をもとに作成



(注) 二：道路

---：町域境界線

~~~~~：河川

※図は案内板の図を写真からトレースしたもの

①～⑤については本文参照

図2 明治二十年ごろの大ヶ塚の町域 (大ヶ塚公園所在、案内図)

域の境界をはっきり示す唯一のものともいえ、無視することはできない。全体の街区構成や道路は上山の分立がみられるにせよ、基本的には昔時と同様である。五町の町名はこの時期においても継承されていたのであり、町名の継承は町域とともに継承されてきたと基本的には考えられるからである。もちろん屋敷の統合や地形の変化による部分的な町域変更はありえたことであろうが、町域を根本的に変更するようなことはなく持続してきたものと考えられよう。

この図2によると(図中に示した①～⑤のポイント参照)①乾町と東町の境界は南北を通る中央道路で分れるのではなく、善念寺と東町の間の街区の真ん中で分かれていたらしいこと、②また西町は善念寺の南端までを含んでおり、町東側の境界は中央の二本の南北道路(市場町筋と南町筋)の間を通る線で分れていたらしいこと、③そして町全体を北と南に分けていた道路は高札場と善正寺へ至る東西道路ではなく、西側でやや屈曲しているが、薬師堂に沿って西町の南側を通る東西道路によって大きく分かれていたらしいこと、④そして市場町と南町は中央南北道路ではなく南町筋と市場町筋で囲まれた街区のほぼ真ん中を通る南北線で分かれていたこと、⑤またこの時期には上山が東町と市場町の東側部分を合せた形で一町域を構成するに至っていたことなど、一定の変化をも含む様々な町の形姿を示してくれている。さらにまた道路が境界線となっており、どこももちろんあるが、どちらかといえば、①の乾町と東町の境界、④の南町と市場町の境界、②の西町と東町の境界、⑤の東町と上山の境界などは道路と道路で区画された街区の真ん中を南北に通る線によって分けられており、これはかなり特徴的なことにみえる。この境界線は一体何に基づいた線だろうか。

## (2) 地番絵図と水路と町域

この明治前半期の大ケ塚絵図としては二点が知られている。両者とも大阪市立博物館一九九六年度秋期特別展『大坂の町と本願寺』、一本展は寺内町関係

史料が一堂に会したものであったが―に展示されたことのあるもので、ともに図録に収録されている<sup>16)</sup>。あらためて見直してみたが、いずれも地目や道路、屋敷割や地番等について精細に色分けした彩色図である。うち明治初期とされた図にはやはり江戸期と同じように道路上に町名が書きこまれており、もう一つの明治八年とされたものには町名や道路名などの書き入れはまったくない。各町を区分けする境界線らしきものも入っていない。町域図の境界線あるいは小字を分けていたのは何によっていたのかがやはりわからない。町域を分ける境界線には何かそのもとなるものがあったはずではないだろうか。

そこでもう一点、町役場でみせていただいた資料に「河内國石川郡石川村大字大ケ塚全図」というものがある。「明治二十年小高精一作成」とある精細な地番絵図である。おそらく市町村制施行にあわせて作成されたものであろう。これを縮小トレースしたものを掲出しておこう(図3)。道路は基本的に他の絵図と異なることなく、大ケ塚全体の街区構成や形状に大きな変化は認められない。その中で注意されるのは道路や屋敷・畑地の筆界とは別に描きこまれた線である(絵図では色分けされているが、ここでは点線で表示した)。これは絵図の凡例によれば「溝井路井」とされている。私の読み取りが十分でなく不明部分も残し、また道路沿いの井溝も多く見えるけれども、これをみると、とくに町南北にわたる中央部分、東町と乾町の間、東町と西町の間、東町と上山の間など、道路と道路の間に、必ずしも直線的でなく屈曲部分もあるが、基本的に井路溝が通っていたことがわかる。そしてそれが先の「町域図」の町境界線と、かなりの程度重なっているように見受けられるのである。ただし、南町・市場町の一帯は、東西の水路になっており必ずしもそのようにはみえない。

溝井路を示した絵図は今のところこれ以前のものはない。これがいつごろまで遡れるものか、その点を示唆するものもない。この図の水路も明治期に至る間、かなりの変遷を経てきているであろう。その当初の形成が、大ケ塚の町建設過程における排水路や背割下水にまでさかのぼれるものかどうかはわから

※図の凡例に「第一 全国ハ実施一間ヲ以曲尺一分<sup>即六百分</sup><sub>ナリニ</sub>縮ム、  
 第二 左之各色印ヲ以各地各種ヲ区別ス」とあり、  
 「田地・畑地・宅地・山林・揭示場・溝井路井・道路・筆界・大字界」を  
 色分けして描かれているが、この復元縮小図では、宅地(白)・畑地(△)・山林(≡)  
 道路(■)・溝井路(……)・筆界(—)を表示した。



図3 河内国石川郡石川村大字大ヶ塚全図(縮小トレース図)(明治20年小高陽一氏作成 河南町役場所蔵)

ない。しかし少なくとも善念寺を含む乾町から西町へかけての水路はその時期以来のものであるように思われる。天保十四年絵図(図1)に示されている各街区の屋敷地形状からは南北にかけての中央部一帯は南北道路にそって表間口をもつ両側町の形状を持ち、背割り下水と見られる線が各街区のほぼ真ん中を通っているようにさえみえる。ただし、そうだとすも各町域は直線的ではない、かなり複雑な屈曲によって区画されていたことは否めない。それが既存集落のためであったのか、地形上の制約のためか、あるいはその後の町場的展開の相違によるものか、今のところ考える手がかりをえない。ここでは井路水路が街区構成に一定の関係をもっていたのではないかという想定にとどめておきたい。

さてそれでは慶長期の南西町はどの範囲で、その後どこで市場町と南町に分かれたのか。あるいは南中町とはどの範囲をさしたのか。市場町と南町の境界は図2から明らかのように市場町筋と南町筋に挟まれた街区の真ん中を通る線によって分かれている。南西町の内、この線から西側四四筆が正保ころに南町として分立し、残り一六筆は市場町に入った。その一六筆はどの範囲であろうか。それははっきり指摘するのはむづかしい。一六筆という筆数からみれば水路と市場町筋によって囲まれた範囲が想定される。大念寺門前の南北道路まで広げて見るのは筆数が大きくなりすぎよう。そうとすれば元の南西町は西端から市場町筋迄を含み、南中町は市場町筋より東側、善正寺の北側の道路あたりまでをいったのではなかっただろうか。この点については推測の域を出ないが、慶長検地帳の各町の筆数から一応このように推定しておきたい。

なおこの町域図3をみるとのちに上山と区画されたところは元は東町と南中町に含まれていた地域であり、地番図をみると明治二〇年代でも上山の北側はほとんどが畠である。慶長検地帳でも東町に多くの畠が分布していたが、これをみると三百年近く経てもその状況はあまり変わっていないようにみえる。そして南北に通る町中央部の三本の道路で囲まれた乾町・西町の中央部分

や市場町の範囲にはほとんど畠が見られず、ほぼ屋敷で占められている姿をみることが出来る。もちろんこれらを慶長期にまでそのままのまかさかのぼらせることはできないかもしれないが、町割や町域境界線が道路と水路とによって構成されるという中央屋敷地部分の基本的な構造は段階を踏みながらもやはり町建設過程において形成されていたのではないだろうか。

#### おわりに

以上、大ケ塚の慶長期の町々の様相とその後の変化をめぐって、慶長十三年検地帳写およびその書入れ、そして宝暦二年水帳書分を通して検討し、最後に不明となっていたそれぞれの町域について、主に明治期の小字図やそれを元とした町域図、また地番絵図などを手がかりに町の境界線がどのように引かれていたか、それと水路との関係から町建設時まで遡りうる可能性にあえて言及し、また町割変更の内容に触れた。

私にとつては検地帳分析や絵図読取りという不慣れた作業に終始し、心もとない限りではあるが、検地帳および書入れからは北西町・南西町の屋敷筆数の多さ、密度の高さ、屋敷の狭隘さ、それにくらべ東町・乾町・南中町は屋敷数がすくなく低密度で、広い屋敷地を有していたという五町の屋敷分布が明らかとなり、また理由ははっきりしないが、慶長期後半にはかなり激しい土地所持の異動がみられること、記載は多くはないけれども家業肩書からは職人層の比重の高さ等がうかがわれた。そして宝暦二年書分から、慶長十三年における町別屋敷所持者を明らかにし、やはり南西町・北西町は屋敷密度が高く、屋敷の狭隘さがみられ、それにくらべ他の三町は比較的緩やかな町空間を示していることが確かめられた。そして大きなことは南西町のうち四二筆が南町として分立し、一六筆は南中町三八筆とともに市場町として新たな町域を形成したことが明らかになったことであった。従来、南西町と南中町の町名が見えなくなり、

新たに市場町と南町とに取って代わられていく経緯が不明で混乱を招いていたが、これによってどのような変更があったのかが明らかになったのではないかと思われる。おそらくこれは市場町筋を中心に東側への町場の発展がもたらしたものであろう。

以上の慶長期における各町の屋敷数の確定とその変化を把握しえたものの、実際の町ごとの境域がどのような引かれていたのかはわかりにくい問題であった。従来から知られている絵図によってもそれは明確ではなく、南北に通る道路上に町名が記されており、それは道路名なのか、町域を示すのかという曖昧さを残していた。町名だとすれば道路を境界線として町は区画されていたのか、あるいは道路を挟む形で町は区画されていたのか、この点の違いは町の構造としてはかなり異質なものととなる。この点をはっきりさせておくことは建設期以降の大ケ塚を考える場合、とくに必要なことであろう。それを明示するものは江戸期の絵図や史料にみられない現状なので、あえて明治期の絵図を参照せざるをえなかった。その結果確認されたことは、大ケ塚の南北中央部においては道路のほぼ中間を通る水路を境界線として、すなわち背割り下水によって街区は分けられ、道路に向かって間口を開ける両側町の形態を取っていたらしいということである。これをどこまで遡らせてみるかは難しい問題であるが、基本的に町名の継続は町域の継続をとまなっていると考えられるので、町建設期まで遡らせうる可能性があるのではないかとあえて推測してみたのである。今後の史料の発掘によって誤りが正されることを期しながら、今のところ以上のように考えることは許されるのではないだろうか。

残される問題は数多い。慶長検地帳や宝暦水帳書分についてはもっと細かい分析も可能であろうが、あまりにも煩瑣にわたるのでこの程度に措いたが、上畠の分布や宝暦書分における屋敷所持の変化などはとくにそうであろう。また大ケ塚においては歴史的にも空間的にも重要度の高い三つの寺院についてもほとんど触れることができなかった。町全体の構造からも個別町のあり方からも

検討されるべき存在である。ほぼ中央部分のみを問題とし、周辺部分にはほとんどふれえなかったが、上畠の分布とも関連して考えられるべきことであろう。山城村のことには少し触れたが、大ケ塚は土地所持の面だけでも村内で完結していたわけではなく、山城・一須賀など近隣村への出作地を持つことよって存立しえていた。その関係性において大ケ塚は考えられなければならない。なお『可正旧記』には検地帳に見える人々が多く記載される。旧記を通してその人々の姿を探ることは検地帳を単なる土地帳簿として以上に、そのときそこでのように生きていたかを見る上での確証となる面白い作業であるかもしれない。以上、大ケ塚についてはまだいろいろな問題や作業課題があるように思われる。最後に触れた水路については今後地理学的方法や考古学による発掘調査などによって明らかになることがとくに期待されよう。なおこのたびは大ケ塚内部をみることにだけに終始した。他の寺内町との比較考察が本来は必要であろうが、広く見渡すことまでは力が及ばなかった。専家の御示教を得たいと思う。

#### 注

- (1) 『河内石川村学術調査報告』所収（大阪府南河内郡石川村学術調査報告刊行会、昭和二十七年）
- (2) 『河内屋可正旧記』（大阪大谷大学博物館報告書第六十二冊・第六十四冊・第六十五冊、二〇一五～二〇一八、全巻影印・翻刻）『河内屋年代記』（大谷女子大学資料館報告書第三十六冊、一九九七）、以下『可正旧記』からの引用頁数はこれによる。
- (3) 大澤研一「中世の大神道場」（『寺内町研究』第2号、一九九七）発給者遊佐信教、同長教など諸説あるようだが、大澤氏の見解に従っておく。
- (4) 同前大澤論文、寺内特権がこの時点での程度認められていたかについても解釈は分かれるが、今は大澤氏に従っておく。
- (5) 伊藤裕久「在地寺内町の空間構成―河内國石川郡富田林・大ケ塚寺内町を事例として―」（『中世集落の空間構造―惣的結合と居住集落の歴史的展開―』一九九二、生活史研究所。のち『寺内町の研究 第三卷 地域の中の寺内町』法蔵館、所収）、
- (6) 壺井眞氏蔵

(7) 西村允藏については拙稿「河内在郷町の文化」(『関西の文化と歴史』松籟社一九八七所収)および拙稿「在郷町の文化と教育」(『富田林市史』第2巻一九九八所収)参照。允藏の母は大ケ塚の河内屋出身で北大伴村又兵衛家に嫁いで允藏・周助兄弟を生む。父は早く没したが、子供たちは成長後、允藏は京に遊学し、皆川淇園に入門して儒学を学び、医学を山脇東門・賀川玄廸に学び、帰郷後は地域医療に従事。弟周助は天明期から文化期にかけて北大伴村庄屋を勤め幕府から表彰される。(『続編孝義録料』)。

(8) 前掲伊藤裕久論文による。

(9) 「壺井家年代記」(大阪狭山市史編纂室蔵、大阪狭山市壺井家旧蔵。この壺井家も元は大ケ塚住であるが河内屋壺井家とは別の家。)享保一八年十一月十一日の記事に「十一成之取箇御免七十九年之間」とみえ、延享四年六月二十一日の記事に「定之十一成相止ム」とみえる。また『河内屋年代記』のほうにも幕府巡見使が来た宝永七年四月の記事に「大ケ塚十一成之取ノ事、御不審」とみえ、享保一八年十一月には「牧野佐渡守様已来十一成、今年御用捨被成下」とみえる。享保一八年までの長い期間、大ケ塚は年貢率一〇%という高率であった。

(10) 浅野重造・鶴崎裕雄・正垣杉雄「近世初期河内國大ケ塚村における人口の流動」『地方史研究』2916、一九七二・二二 水本邦彦「畿内寺内町の形成と発展について」(『峰岸純夫編』本願寺・一向一揆の研究)所収、吉川弘文館 一九八四。のち『寺内町の研究』第一巻所収。)。

(11) 伊藤前掲(5)。

(12) 壺井眞氏蔵。史料中の書入れからみて、本史料の作成者は「能入」すなわち河内屋可正の孫、二代五兵衛であると推察される。「能入」については『河内屋年代記』解題参照。

(13) 伊藤裕久前掲(5)。

(14) 前掲(9)「壺井家年代記」。

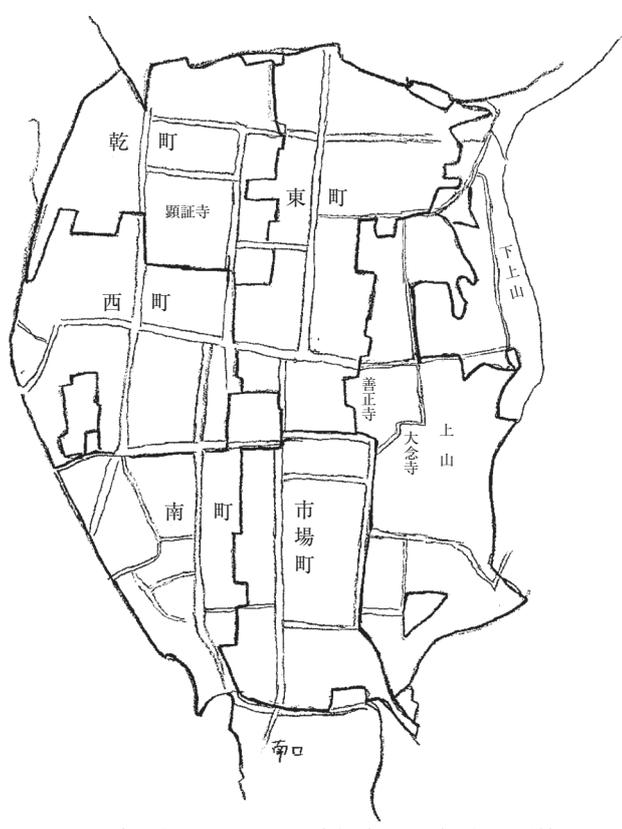
(15) 河内町役場教育委員会藤木幹史氏・向井妙両氏から種々ご教示のうえ、資料を閲覧させていただいた。記してお礼申し上げます。なおまた、向井氏は私の間合わせに応じて大ケ塚の現在図の上に、明治期資料によって小字境界線を復元していただいた。大変な労力であり、左にトレース図を掲載させていただく。これによっても「明治二十年ころの大ケ塚の町域図」が小字分界線を示していることは明らかである。向井氏には重ねてお礼申し上げます。

(16) 大阪市立博物館編『大坂の町と本願寺』(一九九六・一〇、大阪市立博物館)。

付記

御所蔵史料の閲覧調査をお許しいただいた壺井眞氏、また大ケ塚明治期絵図等についてご教示いただいた河内町教育委員会藤木幹史氏・向井妙氏に厚くお礼申し上げます。

なお小稿は二〇一八年度大阪大谷大学博物館秋期特別展示「江戸時代の河内町」での講演「大ケ塚と『河内屋可正旧記』」をもとに敷衍したものである。



大ケ塚町内小字図 ※ — (道路) — (小字境界線)  
 (河内町教育委員会向井妙氏が現在図の上に明治期資料によって作成された小字境界図をトレースしたもの)

史料翻刻

(1) 慶長十三年大ヶ塚検地帳写

(2) 宝暦二年御水帳書分

翻刻凡例

① 両史料とも壺井眞氏所蔵で、豎帳楮紙。

② 両史料ともできるかぎり原本に忠実な翻刻を心掛けたが、肩書や書入れ部分については印刷面の処理上、字の大小や字配りについては適宜処理を行った部分がある。

③ 変体仮名は通行の平かなに改め、名前や地名についてはできるだけ原本通りとした。

④ 判読し難い文字については□をおくか、□で囲った。

⑤ 検地帳については検索の便を考え、各筆記載順に番号を付した。

⑥ 翻刻は本学非常勤講師山中浩之が行った。内容解題は本誌に別論しているので参照していただければ幸いである。

翻刻 (1) 慶長十三年大ヶ塚検地帳写

(表紙)

一

慶長拾参戊申年

河州石川郡之内大ヶ塚御検地

林又右衛門

九月吉日 玉井助兵衛 一

- (1) 屋敷<sup>東口</sup> 壹畝廿四分、式斗五升式合 与太郎ウラヤシキ
- (2) 同 壹畝十八分、式斗二升四合 善兵衛○

- (3) 同 壹畝三分、壹斗五升四合 源七○
- (4) 同 五畝拾貳分、七斗五升六合 若衛門○
- (5) 上畠 拾貳分、五升式合 <sup>はんや</sup>源衛門後家○藤右衛門
- (6) 上畠 拾八分、七升八合 <sup>ひがし</sup>甚五郎同人
- (7) 上畠 壹畝三分、壹斗四升三合 弥九郎 いぬい甚三郎
- (8) 上畠 壹畝三分あれ、壹斗四升三合 弥七郎 <sup>東山</sup>いぬい
- (9) 上畠 十五分、六升五合 宗休 ひがし甚三郎
- (10) 上畠 壹畝十八分、式斗八合 甚三郎 宗左衛門へ入  
いぬゐ
- (11) 上畠 三分あれ、壹升三合 甚三郎 与三郎二入 彦右衛門
- (12) 上畠 壹畝六分。壹斗五升六合 甚三郎北西町
- (13) 上畠 式畝、式斗六升 はむろ後家いぬい ○新介
- (14) 上畠 廿四分、壹斗四合 もわか ○
- (15) 上畠 式拾四分あれ、壹斗四合 市衛門 ○
- (16) 上畠 壹畝、壹斗三升 与三いぬい重衛門二入 ○
- (17) 屋敷 式畝拾四分、三斗三升六合 与三郎ひがし助二郎
- (18) 同 壹畝九分、壹斗八升二合 宗八○
- (19) 同 壹畝九分、壹斗八升式合 弥三○ <sup>いしか</sup>
- (20) 同 式畝十五分、三斗五升 甚七郎 <sup>ほんた</sup>
- (21) 同 壹畝十八分、式斗二升四合 孫三郎
- (22) 同 六分、二升八合 喜衛門○
- (23) 上畠 十二分、五升二合 若衛門喜衛門二入 ○
- (24) 屋敷 廿壹分、九升八合 喜衛門
- (25) 屋敷 式畝十五分、三斗五升 宗衛門<sup>東</sup>

- (26) 上畠 廿四分 、 壺斗四合  
 (27) 上畠 壺畝十二分 、 壺斗八升二合  
 (28) 上畠 壺畝十八分 、 式斗八合  
 (29) 上畠 壺畝六分 、 壺斗五升六合  
 (30) 上畠 式畝三分 、 式斗七升三合  
 (31) 上畠 拾八分あれ 、 七升八合  
 (32) 上畠 壺畝九分あれ 。 壺斗六升九合  
 (33) 上畠 廿壹分 。 九升壹合  
 (34) 上畠 廿四分あれ 。 壺斗四合  
 (35) 上畠 廿壹分あれ 、 九升壹合  
 (36) 上畠 式分あれ 、 九合  
 (37) 上畠 廿四分 、 壺斗四合  
 (38) 上畠 十五分 、 六升五合  
 (39) 上畠 九分 、 三升九合  
 (40) 上畠 十八分 、 七升八合  
 (41) 上畠 壺畝廿壹分 、 式斗式升一合  
 (42) 上畠 壺畝あれ 、 壺斗三升  
 (43) 上畠 壺畝廿六分 、 式斗三升九合  
 (44) 上畠 壺畝あれ 壺斗三升  
 (45) 上畠 九分 、 三升九合  
 (46) 上畠 十二分 、 五升二合  
 (47) 上畠 拾式分 、 五升二合  
 (48) 上畠 廿七分 、 壺斗壺升七合  
 (49) 上畠 廿四分 、 壺斗四合  
 (50) 同 壺畝九分 、 壺斗六升九合  
 (51) 同 壺畝拾八分 、 式斗八合
- 同人 彦右衛門  
 甚七郎 同人  
 市衛門○  
 彦衛門○  
 甚左衛門○  
 源兵衛○  
 かた木や孫四郎○  
 次衛門○  
 加衛門にし丁弥左衛門  
 源四郎○  
 孫三郎○  
 孫左与三郎入○  
 源三郎西丁善五郎  
 甚六○  
 甚左衛門○  
 与三○西丁  
 源兵へ○西丁  
 五郎兵へ○  
 市衛門○  
 甚左衛門○ひがし丁  
 善五郎源介入○西丁  
 甚六○ひがし  
 善五郎源介入西丁○  
 与三郎○西丁  
 次衛門西丁  
 六衛門次衛門二入 南丁
- (52) 上畠 壺畝十八分 、 式斗八合  
 (53) 同 壺畝 、 壺斗三升  
 (54) 同 式畝拾式分 、 三斗壺升式合  
 (55) 同 十二分あれ 、 五升式合  
 (56) 同 九分 、 三升九合  
 (57) 同 壺畝十式分 、 壺斗八升二合  
 (58) 同 壺畝三分 、 壺斗四升三合  
 (59) 同 壺畝六分 、 壺斗五升六合  
 (60) 同 壺畝六分 、 壺斗五升六合  
 (61) 同 廿四分 、 壺斗四合  
 (62) 同 六分 、 式升六合  
 (63) 同 壺畝九分 、 壺斗六升九合  
 (64) 同 拾八分 、 七升八合  
 (65) 上畠 三分 、 壺升三合  
 (66) 上畠 十五分 、 六升五合  
 (67) 上畠 廿四分 、 壺斗四合  
 (68) 上畠 十五分 、 六升五合  
 (69) 上畠 六分 、 式升六合  
 (70) 上畠 三分 、 壺升三合  
 (71) 上畠 九分あれ 、 四升式合  
 (72) 上畠 壺畝六分 、 壺斗五升六合  
 (73) 上畠 十八分 、 七升八合  
 (74) 上畠 壺畝十五分 、 壺斗九升五合  
 (75) 上畠 壺畝六分 、 壺斗五升六合あれおこし  
 (76) 上畠 壺畝六歩 、 壺斗五升六合あれおこし
- 五郎兵衛○いぬ丁  
 甚左衛門東丁  
 新左衛門今にし 弥左衛門  
 孫四郎○西丁  
 弥左衛門西丁  
 孫四郎南丁喜右衛門  
 三郎衛門いぬい善右衛門  
 甚五郎 南丁  
 新十郎いぬい善右衛門  
 又介ひがし源左衛門  
 源三郎いぬい善右衛門  
 源三郎いぬい善右衛門  
 与六 ひがし藤右衛門  
 源衛門後家○東丁  
 源東丁源左衛門  
 甚三郎東丁  
 新七郎いぬい丁  
 源五郎西丁  
 甚左衛門 東丁  
 宗衛門 東丁  
 源兵衛○  
 彦衛門東丁  
 源六 同  
 宗休 ひかし道乙  
 又四郎市右衛門ひかし  
 五郎兵へ  
 市右衛門ひかし

|      |          |         |                                    |       |          |         |                                   |
|------|----------|---------|------------------------------------|-------|----------|---------|-----------------------------------|
| (77) | 上畠 廿壹歩   | 、九升壹合   | 同人 五郎兵へいぬい                         | (100) | 上畠 十八分   | 、七升八合   | 新介いぬい <small>こんや</small>          |
| (78) | 上畠 廿壹歩あれ | 、九升壹合   | 源衛門後家 ひかし市右衛門                      | (101) | 上畠 壹畝十二分 | 、壹斗八升貳合 | 新七郎いぬい <small>同</small>           |
| (79) | 上畠 九歩    | 、三升九合   | 若衛門 ひかし                            | (102) | 上畠 廿四分   | 、壹斗四合   | 喜三郎 西丁助右衛門 <small>かた木や</small>    |
| (80) | 上畠 壹畝九分  | 、壹斗六升九合 | 与一郎 <small>いぬい</small>             | (103) | 上畠 壹畝六分  | 、壹斗五升六合 | 宗三郎 南善右衛門                         |
| (81) | 上畠 十二分あれ | 、五升二合   | 源三郎 <small>かた木や</small> ひかし市右衛門    | (104) | 上畠 十八分   | 、七升八合   | ときや 東丁                            |
| (82) | 上畠 十五分   | 六升五合    | 又介 ひかし市右衛門                         | (105) | 上畠 廿壹分   | 、九升壹合   | 市衛門 南次右衛門                         |
| (83) | 上畠 壹畝六分  | 、壹斗五升六合 | 市右衛門 ひかし                           | (106) | 上畠 貳畝拾貳分 | 、三斗壹升貳合 | 次衛門 <small>ちやうり</small> 北西丁       |
| (84) | 上畠 九分    | 三升九合    | 内一斗三升あれおこし                         | (107) | 上畠 貳畝廿七分 | 、三斗七升七合 | 四郎兵へ 北西丁                          |
| (85) | 上畠 廿四分   | 、壹斗四合   | 五郎兵へ 南                             | (108) | 上畠 貳畝    | 、貳斗六升   | 六衛門 北西丁 <small>大とも</small>        |
| (86) | 上畠 壹畝拾五分 | 、壹斗九升五合 | 又介 ひかし次右衛門                         | (109) | 上畠 三分    | 、壹升三合   | 五郎 六衛門二入 北西丁                      |
| (87) | 上畠 壹畝十五分 | 、壹斗九升五合 | 新介 ひかし同人                           | (110) | 上畠 廿壹分   | 、九升壹合   | 甚三郎後家 東丁弥七郎                       |
| (88) | 上畠 壹畝六分  | 、壹斗五升六合 | 久介 ひかし善二郎                          | (111) | 上畠 壹畝九分  | 、壹斗六升九合 | 弥一郎 東丁喜右衛門                        |
| (89) | 上畠 壹畝九分  | 、壹斗六升九合 | 宗恵 ひかし善三郎                          | (112) | 上畠 九分    | 、三升九合   | 源三郎 東丁助二郎 <small>今八斗三升四入</small>  |
| (90) | 上畠 壹畝    | 、壹斗三分   | 与市了西二入 西町                          | (113) | 上畠 壹畝    | 、壹斗三升   | 助衛門 南善介                           |
| (91) | 上畠 十五分   | 六升五合    | 甚五郎 東丁孫右衛門                         | (114) | 上畠 壹畝    | 、壹斗三升   | 甚五郎 南中弥九郎                         |
| (92) | 上畠 壹畝三分  | 、壹斗四升三合 | 又四郎 西丁弥一                           | (115) | 上畠 壹畝十五分 | 、壹斗九升五合 | 四郎左衛門 小兵へ南中 <small>二部五郎二入</small> |
| (93) | 上畠 貳分    | 九合      | 孫三郎 ひかし丁                           | (116) | 上畠 廿四分   | 、壹斗四合   | 二郎五郎 南西左門 <small>四郎左衛門二入</small>  |
| (94) | 上畠 廿壹分   | 、九升壹合   | 弥五郎 <small>こんや</small> こんや次衛門二入 東丁 | (117) | 上畠 拾貳分   | 、五升貳合   | 宗恵 東丁                             |
| (95) | 上畠 六分    | 、貳升六合   | 孫四郎 <small>かた木や</small> 西丁喜右衛門     | (118) | 上畠 廿四分   | 、壹斗四合   | 助左衛門 〔東丁弥介〕 <small>(兼助)</small>   |
| (96) | 上畠 貳畝    | 、貳斗六升   | 喜三郎 西丁同人                           | (119) | 上畠 十五分   | 、六升五合   | 五郎衛門 弥介 東丁                        |
| (97) | 上畠 貳畝十二分 | 、三斗一升貳合 | 大とも 六衛門 西丁窓八                       | (120) | 上畠 廿四分   | 、壹斗四合   | 宗恵 東丁                             |
| (98) | 上畠 廿七分   | 、壹斗一升七合 | 源四郎了西二入 西丁                         | (121) | 上畠 九分    | 、三升九合   | 五郎衛門 ひかし弥介                        |
| (99) | 上畠 壹畝あれ  | 、壹斗三升   | 甚五郎 西丁源二郎                          | (122) | 上畠 廿壹分   | 、九升壹合   | 久介 東丁                             |
|      |          |         | 与へ 九衛門二入 西丁                        |       |          |         | 今八宗恵二入                            |

- (123) 上畠 式畝 、 式斗六升 小衛門 南中 宗右衛門
- (124) 上畠 式畝三分 、 式斗四升三合 宗衛門 南中
- 内畝廿八分半西丁しほや甚左衛門入 式斗五升三合五勺
- (125) 上畠 廿四分 、 式斗四合 彦一郎 南中
- (126) 上畠 式畝十五分 、 式斗九升五合 六兵へ 北西丁
- (127) 上畠 式畝 、 式斗三升 弥左衛門 北西町彦右衛門
- (128) 上畠 △式畝七分 、 式斗一升七合 九郎衛門 南中丁左兵へ
- (129) 上畠 十二分 、 五升式合 与二郎 南中
- (130) 上畠 廿四分 、 式斗四合 善介 南西
- (131) 上畠 式畝九分 、 式斗九升九合 久衛門 南西
- (132) 屋敷 式畝廿四分 、 式斗五升二合 市藏 南中 新右衛門
- (133) 屋敷 式畝十八分 、 式斗式升四合 弥三 南中 与介
- (134) 上畠 式畝十二分 、 三斗一升二合 清兵へ 南中惣作
- (135) 上畠 式畝三分 、 式斗七升三合 宗三郎 南中之く又右衛門
- (136) 上畠 式畝 、 式斗六升 甚兵へ 南中ちや甚
- アふらや南中
- (137) 上畠 式畝六分 、 式斗五升六合 善十郎 南西丁
- (138) 上畠 四畝 、 五斗式升 又七郎は 南中宗右衛門
- (139) 屋敷 式畝六分 、 三斗八合 孫左衛門 南中惣作
- (140) 上畠 式畝三分 、 式斗四升三合 宗三郎 南中惣作
- (141) 屋敷 廿七分 、 式斗式升六合 又二郎 南中惣作
- (142) 上畠 式畝十二分 、 式斗八升二合 宗三郎 南中 法西
- (143) 屋敷 式畝六分 、 式斗六升八合 孫八 南中惣作
- (144) 屋敷 廿七分 、 式斗式升六合 与大夫 南中 与七郎
- (145) 屋敷 式畝廿七歩 、 式斗三升八合 弥左衛門なや 南中
- (146) 屋敷 式畝廿七歩 、 四斗六合 宗三郎 南中惣作
- (147) 上畠 式畝 、 式斗三升 新七 南中惣作
- (148) 屋敷 式畝十八分 、 三斗六升四合 宗心 南中
- (149) 屋敷 式畝三分 、 式斗九升四合 弥四郎 南中八右衛門乾ノ
- (150) 屋敷 式畝六分 、 式斗六升八合 与一左衛門 南中左門
- (151) 屋敷 式拾壹分 、 九升八合 弥三郎 南中 与左衛門
- (152) 上畠 式畝九分 、 式斗六升九合 善介 南中 与左衛門
- (153) 屋敷 十五分 、 七升 大念仏○道場屋敷
- (154) 屋敷 式畝十二分 、 式斗九升六合 与二郎 南中
- くわんかう
- (155) 屋敷 式畝十八分 、 式斗二升四合 左兵へ 南中
- (156) 屋敷 式畝六分 、 式斗六升八合 甚四郎 南中新介
- (157) 屋敷 式拾四分 、 式斗一升式合 源左衛門 南中
- (158) 屋敷 式畝十八分 、 三斗六升四合 助左衛門 南中
- (159) 屋敷 五畝六分 、 七斗式升八合 清兵へ 南中宗右衛門
- (160) 屋敷 式畝六分 、 式斗六升八合 甚五郎 南中又右衛門
- (161) 屋敷 式七十二分 、 三斗三升六合 二郎五郎 東丁
- (162) 屋敷 式七廿壹分 、 三斗七升八合 孫介おけや 南中宗右衛門
- (163) 屋敷 十二分 、 五升六合 彦一郎 南中 同
- (164) 屋敷 式畝十八分 、 式斗二升四合 宗忠 東丁
- (165) 屋敷 式畝廿四分 、 式斗五升式合 弥左衛門念南 東丁
- (166) 上畠 式畝三分 、 式斗七升三合 幸介 東丁
- (167) 屋敷 式畝四分 ○式斗一升二合 道西 東丁三郎右衛門
- (168) 上畠 三分 、 式升三合 孫四郎か左本宗心屋敷 東丁新右衛門
- (169) 上畠 六分 、 式升六合 善後家 同
- (170) 上畠 三分 、 式升三合 与七郎 同

|                |         |       |         |                 |         |             |           |
|----------------|---------|-------|---------|-----------------|---------|-------------|-----------|
| (171) 上畠 九歩    | 、三升九合   | 三郎衛門  | 西丁新左衛門  | (197) 屋敷 壹畝     | 、壹斗四升   | 本ノ下<br>三郎衛門 | いぬい       |
| (172) 屋敷 貳畝十八分 | 、三斗六升四合 | 源左衛門  | 東丁      | (198) 屋敷 壹畝廿一分  | 、貳斗三升八合 | 出口<br>新兵へ   | 東丁        |
| (173) 屋敷 三畝十八歩 | 、五斗四合   | 祐清    | 同       | (199) 屋敷 壹畝廿七分  | 、貳斗六升六合 | 東           | 与五郎       |
| (174) 屋敷 貳畝六分  | 、三斗八合   | 次衛門   | 同       | (200) 屋敷 五畝三分   | 、七斗壹升四合 | 宗休          | ひかし与十郎    |
| (175) 屋敷 三畝廿七分 | 、五斗四升六合 | 市衛門   | 同       | (201) 屋敷 十八分    | 、八升四合   | 源介彦衛門入      | 東丁        |
| (176) 屋敷 四畝九分  | 、六斗貳升   | 市衛門   | 同       | (202) 屋敷 壹畝九分   | 、壹斗八升貳合 | 彦衛門         | 東丁        |
| (177) 屋敷 三畝    | 、四斗貳升   | 正西    | 同       | (203) 屋敷 貳畝九分   | 、三斗貳升貳合 | 又介          | 東丁弥右衛門    |
| (178) 上畠 壹畝    | 、壹斗三升   | 喜衛門   | 同       | (204) 屋敷 壹畝貳拾四分 | 、貳斗五升二合 | 孫一郎         | 東丁藤右衛門    |
| (179) 屋敷 廿七分   | 、壹斗貳升六合 | 善西助衛門 | 二入 南    | (205) 屋敷 貳畝廿七歩  | 、四斗六合   | 久介          | 東丁源左衛門    |
| (180) 上畠 貳畝    | 、貳斗六升   | 助衛門   | 同       | (206) 屋敷 十八分    | 、八升四合   | 仁兵へ         | 東丁        |
| (181) 上畠 十五分   | 、六升五合   | 与三郎   | 同       | (207) 屋敷 貳七     | 、二斗八升   | 加衛門         | 東丁        |
| (182) 上畠 九分    | 、三升九合   | 弥三    | 同       | (208) 屋敷 三畝三分   | 、四斗三升四合 | 幸介          | 東丁        |
| (183) 屋敷 廿四分   | 、壹斗一升二合 | 同人    | 同       | (209) 屋敷 四畝廿四分  | 、六斗七升貳合 | 善衛門         | 南西        |
| (184) 屋敷 壹畝廿七分 | 、貳斗六升六合 | 甚左衛門  | 同       | (210) 屋敷 壹畝十八分  | 、貳斗貳升四合 | 小衛門         | 南西善介      |
| (185) 上畠 壹畝三分  | 、壹斗四升三合 | 同人    | 同       | (211) 屋敷 四畝十二分  | 、六斗一升六合 | 善嘉          | 山城        |
| (186) 上畠 十八分   | 、七升八合   | 弥三郎   | いぬい     | (212) 屋敷 壹畝拾貳歩  | 、壹斗九升六合 | 五郎兵へ        | 北西丁小右衛門   |
| (187) 上畠 廿四分   | 、壹斗四合   | 源三郎   | 同       | (213) 屋敷 壹畝六歩   | 、壹斗六升八合 | 孫四郎         | 北西丁きへもん   |
| (188) 上畠 壹七    | 、壹斗三升   | 彦兵へ   | 同善介     | (214) 屋敷 廿七分    | 、壹斗貳升六合 | 市衛門         | 北西丁助右衛門   |
| (189) 上畠 壹七三分  | 、壹斗四升三合 | 同人    | 同       | (215) 同 廿四分     | 、壹斗一升貳合 | 与三          | 東丁幸介      |
| (190) 屋敷 四畝廿七分 | 、六斗八升六合 | 宗左衛門  | 同       | (216) 屋敷 十五分    | 、七升     | 八後家         | 東丁        |
| (191) 屋敷 四畝    | 、五斗六升   | 甚二郎   | 重衛門二入   | (217) 屋敷 壹畝十八分  | 、貳斗二升四合 | 弥介          | 東丁 太郎右衛門  |
| (192) 屋敷 貳畝十二分 | 、三斗三升六合 | 善衛門   | いぬい     | (218) 屋敷 壹畝十五分  | 、貳斗一升   | 甚介          | 北西町与四郎    |
| (193) 屋敷 貳畝廿四分 | 、三斗九升貳合 | 甚六水くみ | 治衛門入いぬい | (219) 屋敷 貳畝     | 、貳斗八升   | 三郎衛門        | 東丁        |
| (194) 屋敷 壹畝十二分 | 、壹斗九升六合 | 善介    | いぬい     | (220) 屋敷 貳畝     | 、貳斗八升   | 新介          | いぬい 九郎右衛門 |
| (195) 上畠 廿四分   | 、壹斗四合   | 甚三郎   | いぬい     | (221) 屋敷 壹畝六分   | 、壹斗六升八合 | 宗介          | いぬい与介     |
| (196) 屋敷 壹畝廿一分 | 、貳斗三升八合 | 弥三郎   | いぬい     | (222) 上畠 十五分    | 、六升五合   | 後家          | 同いぬい      |

|           |       |         |                               |           |              |                 |                 |
|-----------|-------|---------|-------------------------------|-----------|--------------|-----------------|-----------------|
| (223) 屋敷  | 式畝十二分 | 、三斗三升六合 | 源衛門 いぬい                       | (248) ヤシキ | 廿壹歩          | 、九升八合           | 善五郎 北西町         |
| (224) 屋敷  | 式畝廿壹分 | 、三斗七升八合 | 源三郎 いぬい                       | (249) ヤシキ | 拾貳歩          | 、五升六合           | 甚四郎 取さし山城       |
| (225) 屋敷  | 十二歩   | 、五升六合   | 藤衛門 東丁                        | (250) ヤシキ | 式畝十五分、式斗一升   |                 | 佐衛門 いぬい         |
| (226) 屋敷  | 式畝九分  | 、三斗貳升二合 | 孫三郎共<br>孫六 いぬい                | (251) 屋敷  | 式畝拾貳歩、式斗九升六合 |                 | 与五郎 いぬい 善右衛門    |
| (227) 屋敷  | 式畝廿四分 | 、式斗五升貳合 | 甚三郎 いぬい                       | (252) 上畠  | 三分           | 、一升三合           | とら 北西弥右衛門       |
| (228) 屋敷  | 廿四分   | 、式斗一升二合 | 甚九郎 藤兵へ入                      | (253) 上畠  | 十五分          | 、六升五合           | 甚兵へいぬい 宗左衛門二入   |
| (229) 屋敷  | 廿壹歩   | 、九升八合   | 浄祐 いぬい                        | (254) 上畠  | 三分           | 、式升三合           | 与三二郎 北西         |
| (230) 屋敷  | 式畝十五分 | 、式斗壹升   | 助三郎 後家 いぬい                    | (255) 上畠  | 十五分          | 、六升五合           | 五郎衛門 いぬい 与一左衛門  |
| (231) 屋敷  | 三畝    | 、四斗貳升   | 与一左衛門 いぬい 与一左衛門               | (256) 上畠  | 三分あれ         | 、式升三合           | 与一左衛門 いぬい       |
| (232) 屋敷  | 式畝三分  | 、式斗九升四合 | 与一左衛門 いぬい                     | (257) 上畠  | 三分           | 、式升三合           | とら 弥右衛門 与六二入 北西 |
| (233) 屋敷  | 壹七    | 、式斗四升   | 藤兵へ いぬい                       | (258) 上畠  | 六分あれ         | 、式升六合           | 与一左衛門 いぬい       |
| (234) ヤシキ | 式畝十八分 | 、式斗貳升四合 | 甚四郎 いぬい                       | (259) 上畠  | 六歩           | 、式升六合           | 源左衛門 北西         |
| (235) ヤシキ | 廿四分   | 、式斗一升貳合 | 弥七郎 いぬい                       | (260) 上畠  | 六分           | 、式升六合           | 与三衛門 与六 東助二郎    |
| (236) 屋敷  | 式畝六分  | 、式斗六升八合 | 弥六 <small>は手し</small> 五郎兵へいぬい | (261) 上畠  | 三分           | 、式升三合           | 源七郎 いぬい 弥右衛門    |
| (237) 屋敷  | 十八分   | 八升四合    | 道場屋敷                          | (262) 上畠  | 十二分          | 、五升式合           | 与三衛門 与六 東丁      |
| (238) 屋敷  | 廿四分   | 、式斗一升貳合 | 与七郎 いぬい 二右衛門                  | (263) 上畠  | 十式歩          | 、五升式合 今八源三郎     | 与六 北西           |
| (239) 屋敷  | 式畝廿四歩 | 、式斗五升貳合 | 甚五郎 源介 北西丁                    | (264) 上畠  | 廿四歩          | 、式斗四合           | 新兵へ 北西 今六兵へ     |
| (240) 屋敷  | 三畝    | 、四斗貳升   | 源介 北西町 甚左衛門                   | (265) 上畠  | 十八分          | 、七升八合           | 与六 東丁           |
| (241) 屋敷  | 九歩    | 、四升式合   | 源三郎 同西丁                       | (266) 上畠  | 九歩           | 、三升九合 今八はんや源衛門入 | 与三三郎 いぬい        |
| (242) 屋敷  | 式畝三歩  | 、式斗五升四合 | 甚衛門 北西丁                       | (267) 上畠  | 三分           | 、式升三合           | 与三かうちや源左衛門 北西   |
| (243) 屋敷  | 式畝十二歩 | 、式斗九升六合 | 甚三郎 北西丁                       | (268) 上畠  | 十八分          | 、七升八合           | 甚三郎 源四郎 北西      |
| (244) 屋敷  | 式畝    | 、式斗八升   | 又衛門 北西町                       | (269) 上畠  | 三分           | 、式升三合           | 与三三郎 源右衛門 いぬい   |
| (245) 屋敷  | 式畝九分  | 、三斗貳升貳合 | 甚左衛門 北西町                      | (270) 上畠  | 十八分あれ        | 、七升八合           | 新二郎 いぬい         |
| (246) ヤシキ | 拾八歩   | 、八升四合   | 又市 山城                         | (271) 上畠  | 拾貳歩          | 、五升式合           | 新二郎 いぬい         |
| (247) ヤシキ | 廿四歩   | 、式斗一升貳合 | 与三郎 山城                        | (272) 上畠  | 六分           | 、式升六合           | 五六 六兵へ入 北西      |
|           |       |         |                               | (273) 上畠  | 三分           | 、式升三合           | 新二郎 新左衛門入 いぬい   |

|           |       |                        |               |        |           |       |            |          |    |
|-----------|-------|------------------------|---------------|--------|-----------|-------|------------|----------|----|
| (274) 上畠  | 廿壹分   | 、九升一合                  | 又四郎五郎兵へ       | いぬい    | (299) 屋敷  | 廿四分   | 、壹斗一升式合    | 源衛門      | 北西 |
| (275) 上畠  | 廿四分   | 、壹斗四合                  | 与八郎九右衛門       | 北西     | (300) 屋敷  | 貳畝    | 、貳斗八升      | 源左衛門     | 北西 |
| (276) 上畠  | 壹畝九分  | 、壹斗六升九合                | 六衛門八兵へ        | 北西     | (301) 上畠  | 壹畝廿七分 | 、貳斗四升七合    | 善嘉       | 北西 |
| (277) ヤシキ | 壹畝十八分 | 、貳斗貳升四合内八升六合あれ         | 北ノありき<br>五郎衛門 | いぬい    | (302) 上畠  | 壹畝廿四歩 | 、貳斗三升四合    | 加衛門善嘉入   | 北西 |
| (278) 屋敷  | 壹畝廿壹歩 | 、貳斗三升八合                | 与三衛門          | いぬい    | (303) 上畠  | 壹畝十五分 | 、壹斗九升五合    | 弥介善嘉入    | 北西 |
| (279) 屋敷  | 二七十二分 | 、三斗三升六合                | 源衛門           | いぬい    | (304) 上畠  | 三分    | 、壹升三合      | 又左衛門     | 北西 |
| (280) 屋敷  | 廿四分   | 、壹斗一升貳合北西丁九郎右衛門入       | 善左衛門          | いぬい    | (305) ヤシキ | 壹畝三歩  | 、壹斗五升四合    | 弥介後家弥右衛門 | 北西 |
| (281) 屋敷  | 貳七六分  | 、三斗八升内五升ハ北西九郎右衛門入      | 源四郎           | いぬい    | (306) ヤシキ | 貳畝九分  | 、三斗貳升貳合    | 次衛門      | 山城 |
| (282) ヤシキ | 貳七十二分 | 、三斗三升六合                | 新二郎           | いぬい    | (307) ヤシキ | 拾五歩   | 、七升        | 助衛門      | 北西 |
| (283) 上畠  | 六分    | 、貳升六合北西丁九郎衛門入          | 新五郎           | いぬい    | (308) ヤシキ | 貳畝    | 、貳斗八升      | 九衛門新左衛門入 | 北西 |
| (284) 上畠  | 九分    | 、三升九合北西丁九郎衛門入          | 与七郎           | 同人いぬい  | (309) 屋敷  | 壹畝九分  | 、壹斗八升貳合    | 又四郎      | 北西 |
| (285) 上畠  | 三分    | 、壹升三合                  | 源四郎           | いぬい    | (310) 屋敷  | 廿四分   | 、壹斗一升貳合    | 嘉七郎      | 北西 |
| (286) 屋敷  | 貳畝九分  | 、三斗貳升貳合                | 助衛門           | いぬい    | (311) 屋敷  | 壹畝十八分 | 、貳斗五升貳合    | 源介       | 北西 |
| (287) 屋敷  | 貳畝廿壹分 | 、三斗七升八合                | 新二郎           | いぬい    | (312) 屋敷  | 壹畝    | 、壹斗四升      | 助三郎清衛門入  | 北西 |
| (288) 上畠  | 壹畝六分  | 、壹斗五升六合                | 六兵へ           | 新左衛門二入 | (313) 屋敷  | 貳畝三分  | 、貳斗九升四合    | 四良兵へ     | 北西 |
| (289) 上畠  | 壹畝    | 、壹斗三升                  | 又四郎           | 甚左衛門入  | (314) ヤシキ | 十五分   | 、七升        | 同人       | 北西 |
| (290) 上畠  | 六歩    | 、貳升六合                  | 宗満            | 甚左衛門   | (315) ヤシキ | 十五分   | 、七升        | 与三郎      | 南西 |
| (291) 上畠  | 九分    | 、三升九合内一升九合彦左衛門二引       | 六兵へ           | 北西     | (316) ヤシキ | 六歩    | 、貳升八合      | 源介       | 北西 |
| (292) 屋敷  | 壹畝廿四歩 | 、貳斗五升貳合内壹七一斗三升九合九郎右衛門分 | 藤左衛門          | 北西     | (317) 屋敷  | 壹畝    | 、壹斗四升      | 弥三四郎兵衛入  | 北西 |
| (293) ヤシキ | 壹畝    | 、壹斗四升                  | 六兵へ           | 北西     | (318) 上畠  | 廿四歩   | 、壹斗四合      | 弥一郎      | 北西 |
| (294) 屋敷  | 貳畝九分  | 、三斗貳升貳合                | 六衛門           | 与吉     | (319) ヤシキ | 貳畝十八分 | 、三斗六升四合    | 宗衛門      | 山城 |
| (295) 屋敷  | 廿四分   | 、壹斗一升貳合                | 与三衛門          | 北西     | (320) 屋敷  | 貳畝廿壹歩 | 、三斗七升八合    | 了西       | 北西 |
| (296) 屋敷  | 廿四分   | 、壹斗一升貳合                | 新五郎           | 北西     | (321) 屋敷  | 十八分   | 、八升四合今ハ善二郎 | 源左衛門     | 北西 |
| (297) 屋敷  | 壹畝廿四歩 | 、貳斗五升貳合                | 弥左衛門          | 北西     | (322) 同   | 廿壹分   | 、九升八合      | 新兵へ      | 北西 |
| (298) 屋敷  | 貳畝    | 、貳斗八升                  | 又左衛門          | 北西     | (323) 屋敷  | 廿一分   | 、九升八合      | 与三二郎     | 北西 |
|           |       |                        |               |        | (324) 屋敷  | 貳畝廿一分 | 、三斗七升八合    | 平兵へ      | 山城 |

|           |              |                  |                 |
|-----------|--------------|------------------|-----------------|
| (325) 屋敷  | 廿壹分          | 、九升八合            | 了西 北西           |
| (326) 屋敷  | 壹畝廿四歩、式斗五升式合 | 新三郎嘉衛門二入 北西 源左衛門 |                 |
| (327) ヤシキ | 廿壹分          | 、九升八合            | 源左衛門 北西         |
| (328) ヤシキ | 壹畝           | 、壹斗四升            | 善衛門 北西          |
| (329) ヤシキ | 十五分          | 、七升              | 善正 南西 弥介        |
| (330) ヤシキ | 十五分          | 、七升              | 源五郎 南西          |
| (331) ヤシキ | 壹畝十五分、式斗一升   |                  | 山城 新介 山城        |
| (332) 上畠  | 廿四分          | 、壹斗四合            | 源衛門 山城          |
| (333) ヤシキ | 十五分          | 、七升              | 同 九郎衛門 北西 久六    |
| (334) ヤシキ | 十八分          | 、八升四合            | 与三郎 北西 久六       |
| (335) 屋敷  | 九歩           | 、四升式合            | 休和坊 北西 音くわん坊    |
| (336) 屋敷  | 壹畝三分         | 、壹斗五升四合          | 山城 市衛門 山城       |
| (337) 上畠  | 三分           | 、壹升三合            | 弥介後家 北西 弥右衛門    |
| (338) 上畠  | 廿四分          | 、壹斗四合            | 源介小吉二入 山城       |
| (339) 上畠  | 十式分          | 、五升式合            | 与四郎 同           |
| (340) 上畠  | 廿四分          | 、壹斗四合            | 次衛門 同           |
| (341) 屋敷  | 十八分          | 、八升四合            | 二郎五郎後家 同        |
| (342) 上畠  | 壹畝三分         | 、壹斗四升三合          | 小善 山城           |
| (343) 上畠  | 壹畝           | 、壹斗三升            | 勘七郎小善入 北西 与一右衛門 |
| (344) 上畠  | 十五分          | 、六升五合            | 小せん 同入 北西       |
| (345) 上畠  | 廿壹分          | 、九升壹合            | 次衛門小善二入 同入 北西   |
| (346) 上畠  | 壹畝           | 、壹斗三升            | 彦四郎 南西          |
| (347) 上畠  | 壹畝六歩あれ       | 、壹斗五升六合          | 孫介 山城           |
| (348) 上畠  | 十式分          | 、五升式合            | 九郎衛門 山城         |
| (349) 上畠  | 四畝六歩         | 、五斗四升六合          | 善嘉 山城           |
| (350) 上畠  | 式畝十式分、三斗一升式合 |                  | 勘衛門善嘉入 山城       |
| (351) 上畠  | 廿七分          | 、壹斗一升七合          | 久衛門 南西          |
| (352) 上畠  | 十式分          | 、五升式合            | 善介 孫介 南西        |
| (353) 上畠  | 壹畝六歩         | 、壹斗五升六合          | 与九郎 久右衛門 南西     |
| (354) 上畠  | 式畝十式歩、三斗一升式合 |                  | 宗左衛門 南西         |
| (355) 上畠  | 式畝廿四分、三斗六升四合 |                  | 弥三 南西           |
| (356) 上畠  | 式畝廿四分、三斗六升四合 |                  | 与三郎 与一左衛門 南西    |
| (357) 上畠  | 壹畝十八分、式斗八合   |                  | 与三衛門 仁右衛門 南西    |
| (358) 上畠  | 壹畝九分         | 、壹斗六升九合          | 又四郎 南西惣作        |
| (359) 上畠  | 六分           | 、式升六合            | 市介 南中 与左衛門 きち   |
| (360) ヤシキ | 式畝三分         | 、式斗九升四合          | 同人 小右衛門 南中      |
| (361) ヤシキ | 十二分          | 、五升六合            | 与一左衛門 南西        |
| (362) 屋敷  | 廿壹分          | 、九升八合            | 同人 南西           |
| (363) 屋敷  | 三分           | 、壹升四合            | 与介 南西           |
| (364) 屋敷  | 壹畝           | 、壹斗四升            | 同人 南西           |
| (365) 屋敷  | 十五分          | 、七升              | 三蔵 南西           |
| (366) ヤシキ | 十八分          | 、八升四合            | 仁衛門 南西          |
| (367) ヤシキ | 壹畝九分         | 、壹斗八升式合          | 善兵へ 彦四郎 南西      |
| (368) ヤシキ | 壹畝           | 、壹斗四升            | 宗兵へ 善介 南西       |
| (369) ヤシキ | 十五分          | 、七升              | 孫介 助二郎 南西       |
| (370) 上畠  | 九分           | 、三升九合            | 井と屋敷 南西         |
| (371) ヤシキ | 壹畝拾八分、式斗式升四合 |                  | 与三兵衛へ 南西        |
| (372) 屋敷  | 壹畝           | 、壹斗四升            | 弥七与三衛門 南西       |
| (373) ヤシキ | 九分           | 、四升式合            | 道林庵 南西          |
| (374) ヤシキ | 壹畝           | 、壹斗四升            | 源衛門 南西          |
| (375) ヤシキ | 廿七分          | 、壹斗式升七合          | 喜介 南西 孫介        |

|           |       |   |        |                 |       |           |           |       |        |            |        |      |    |
|-----------|-------|---|--------|-----------------|-------|-----------|-----------|-------|--------|------------|--------|------|----|
| (376) 屋敷  | 拾八分   | 、 | 八升四合   | 新衛門久藏           | 南西    | (402) 屋敷  | 廿壹分       | 、     | 九升八合   | 新二郎        | 三郎右衛門  | 同    |    |
| (377) 屋敷  | 壹畝十一分 | 、 | 壹斗九升六合 | 久衛門             | 南西    | (403) 屋敷  | 壹畝六分      | 、     | 壹斗六升八合 | 源衛門        | 善右衛門   | 同    |    |
| (378) 屋敷  | 貳畝三分  | 、 | 貳斗九升四合 | 与左衛門            | 南西    | (404) 屋敷  | 壹畝廿四分     | 、     | 貳斗五升貳合 | 了喜         | 与右衛門   | 同    |    |
| (379) ヤシキ | 十八分   | 、 | 八升四合   | 善介 <sup>庄</sup> | 南西    | (405) ヤシキ | 壹畝六步      | 、     | 壹斗六升八合 | 善正寺市場町太郎兵へ | 同      |      |    |
| (380) 屋敷  | 貳畝十五  | 、 | 三斗五升   | 与七郎             | 南西    | (406) ヤシキ | 貳拾四步      | 、     | 壹斗一升貳合 | 善衛門        | 小八     | 同    |    |
| (381) 屋敷  | 壹畝三   | 、 | 壹斗五升四合 | 与三衛門            | 南西    | (407) ヤシキ | 貳拾四步      | 、     | 壹斗一升貳合 | 善五郎        | 甚兵へ    | 同    |    |
| (382) 屋敷  | 十八分   | 、 | 八升四合   | 太郎衛門お満          | 南西    | (408) ヤシキ | 貳拾七步      | 、     | 壹斗貳升六合 | 仁衛門        | 九兵へ    | 同    |    |
| (383) ヤシキ | 壹畝六   | 、 | 壹斗六升八合 | 又左衛門            | 南西    | (409) ヤシキ | 貳畝六步      | 、     | 三斗八合   | 二郎兵へ       | 同      |      |    |
| (384) ヤシキ | 廿七分   | 、 | 壹斗貳升六合 | 善介              | 南西    | (410) ヤシキ | 壹畝十八步     | 、     | 貳斗貳升四合 | 新兵へ        | 又兵へ    | 同    |    |
| (385) ヤシキ | 廿七分   | 、 | 壹斗貳升六合 | 弥衛門             | 南西    | (411) ヤシキ | 壹畝六步      | 、     | 壹斗六升八合 | 甚兵へ        | 同      |      |    |
| (386) ヤシキ | 十八分   | 、 | 八升四合   | 善介              | 助兵へ   | 南西        | (412) ヤシキ | 壹畝    | 、      | 壹斗四升       | 弥一郎    | 南西   |    |
| (387) ヤシキ | 十貳分   | 、 | 五升六合   | 三郎衛門            | 同人    | 南西        | (413) 屋敷  | 壹畝六分  | 、      | 壹斗六升八合     | 弥左衛門   | 南西   |    |
| (388) ヤシキ | 六分    | 、 | 貳升八合   | 新介              | 宗右衛門  | 南西        | (414) 屋敷  | 壹畝九分  | 、      | 壹斗一升貳合     | 宗左衛門   | 南西   |    |
| (389) ヤシキ | 壹畝    | 、 | 壹斗四升   | 宗五郎             | 南西    | (425) 屋敷  | 貳畝九分      | 、     | 三斗貳升貳合 | 与九郎        | 南西     |      |    |
| (390) 屋敷  | 廿四分   | 、 | 壹斗一升貳合 | 与七              | 南西    | (416) 屋敷  | 三畝九分      | 、     | 四斗六升貳合 | 又七郎        | 新右衛門   | 南西   |    |
| (391) 屋敷  | 壹畝    | 、 | 壹斗四升   | 助五郎             | 九郎左衛門 | 南西        | (417) ヤシキ | 壹畝九分  | 、      | 壹斗八升貳合     | 靈光院三四郎 | 南西   |    |
| (392) ヤシキ | 廿七分   | 、 | 壹斗貳升六合 | 宗大夫             | 安右衛門  | 同         | (418) ヤシキ | 貳畝六分  | 、      | 三斗八合       | 三四郎    | 南西   |    |
| (393) ヤシキ | 貳畝九分  | 、 | 三斗貳升貳合 | 利斎              | 与左衛門  | 同         | (419) 上畠  | 壹畝十二分 | 、      | 壹斗八升貳合     | 小衛門    | 善正寺  | 南中 |
| (394) 上畠  | 九步    | 、 | 三升九合   | 新二郎             | 三郎右衛門 | 同         | (420) 上畠  | 十七分   | 、      | 壹斗一升七合     | 三四郎    | 南西   |    |
| (395) 上畠  | 十八步   | 、 | 七升八合   | 小衛門             | 善右衛門  | 同         | (421) 屋敷  | 貳畝三分  | 、      | 貳斗九升四合     | 宗衛門    | 南中   |    |
| (396) 上畠  | 十八分   | 、 | 七升八合   | 善衛門             | 同     | (422) 屋敷  | 壹畝        | 、     | 壹斗四升貳合 | 治衛門        | 南中     |      |    |
| (397) 屋敷  | 拾五步   | 、 | 七升     | 与左衛門            | 善兵へ   | 同         | (423) 屋敷  | 貳畝廿七分 | 、      | 四斗六合       | 宗多ん    | 南中   |    |
| (398) 屋敷  | 廿四步   | 、 | 壹斗一升貳合 | 新介              | 同人    | 同         | (424) 上畠  | 十二分   | 、      | 五升貳合       | 善正寺    | 了喜   | 南中 |
| (399) 屋敷  | 壹畝十貳分 | 、 | 壹斗九升六合 | 善衛門             | 同     | (425) 屋敷  | 貳畝        | 、     | 貳斗八升   | 良喜         | 宗右衛門   | 助右衛門 | 同  |
| (400) 上畠  | 壹畝    | 、 | 壹斗三升   | 同人              | 同     | (426) 屋敷  | 貳畝廿七分     | 、     | 四斗六合   | 六郎左衛門      | 小兵へ    | 同    |    |
| (401) 屋敷  | 廿四步   | 、 | 壹斗一升貳合 | 南番屋             | 同     | (427) ヤシキ | 三畝六步      | 、     | 四斗四升八合 | 勘六         | 長二郎    | 同    |    |

(428) ヤシキ 壹畝六分、壹斗六升八合 弥三 同  
 (429) ヤシキ 十五分、七升 喜太郎 道園 同  
 (430) ヤシキ 四畝六歩、五答八升八合 長三郎 同  
 (431) ヤシキ 壹畝九歩、壹斗八升貳合 助衛門 長二郎 同  
 (432) ヤシキ 貳畝十八歩、三斗六升四合 甚七郎勝兵へ 同  
 (433) ヤシキ 三畝六歩、四斗四升八合 道悦 同  
 (434) ヤシキ 貳畝廿七歩、四斗六合 新七 甚介 同  
 (435) ヤシキ 壹畝十八歩、貳斗貳升四合 甚五郎 源右衛門 同  
 (436) ヤシキ 貳七三歩、貳斗九升四合 四郎左衛門 勝兵へ 同  
 (437) 屋敷 壹畝十八歩、貳斗貳升四合 与三衛門甚介 同  
 (438) 屋敷 拾五歩、七升 又二郎勝兵へ 同

以上

一屋敷合三町五反六畝廿四歩

分米四拾九石五升貳合

壹石四斗代

一上畠 合壹町九反五畝拾八歩

分米貳拾五石四斗貳升八合

壹石三斗代

屋敷

上畠 合五町五段貳畝拾貳歩

分米七拾五石三斗八升

内六斗七升貳合 庄屋二人

道場二ヶ所

御免

慶長拾三年九月廿七日

右水帳紙数貳拾四枚、内始一枚表紙ニ而御座候、尤甲午年十月朔日未刻方西上刻迄ニ伯父清平、西村允藏ニ命シ写サシム、其後校合未夕得不仕候処、伯父丙申八月朔日夜死去被致候ニ付、□庄屋役他へ相渡り可申ニ付、又々先年之事を追思して同月三日申刻と五日夜戌刻と六日辰刻前々辰中刻迄校合相済申候、尤文字書様等本紙水帳之通相違無之様ニ写置候、以上

安永五丙申年八月六日

西村允藏可久(花押)

壺井清三郎所持

(了)

翻刻(2) 宝曆二年御水帳書分

(表紙)

「 宝曆二壬申年

御水帳書分

慶長拾三年戊申九月廿七日

琉球責

今年迄百四十五年二成

西四月<sup>ろ</sup>

(見返し)

「□□□太夫三人の名をよむ

古への名もなつかしき玉かつら

みはしのもとにほふたちはな

棒屋□□

のうた二

屋敷合三町五反六畝廿四歩

林又右衛門

畠合壹町九反五畝十八歩

玉井助兵衛

屋敷 合五町五反式畝十式歩

畑 分米<sup>ろ</sup>七十五石三斗八升

内六斗七升式合

(本文)

東口与七郎

屋敷 壹畝式拾四歩

式斗五升式合

与七郎

内 壹畝拾歩

壹斗八升七合

吉兵衛

拾四歩

六升五合

勘兵衛

善兵衛

同 壹畝十八歩

式斗式升四合

善兵衛

源七

同 壹畝三歩

壹斗五升四合

源七

今善兵衛

若右衛門

同 五畝十式歩

七斗五升六合

若右衛門

内 壹畝九歩

壹畝廿式歩

式畝拾壹歩

壹斗八升式合

式斗四升六合

三斗式升八合

勘兵衛

次兵衛

勘右衛門

与三郎

同 式畝十式歩

三斗三升六合

はうや権七後家

宗八

壹畝九歩

壹斗八升式合

ぬしや嘉兵衛

弥三<sup>一すか</sup>

同 壹畝九歩

壹斗八升式合

同人

甚七郎<sup>おけ</sup>

同 式畝十五歩

三斗五升

市は町甚右衛門

弥三郎

同 壹畝十八歩

式斗式升四合

同人

喜右衛門

同 六歩

式升八合

同人

同人

同 式十壹歩

九升八合

東惣右衛門

同 式畝十五歩

三斗五升

式口<sup>ろ</sup>三畝六歩

分米四斗四升八合

内(式畝) 式斗八升 甚右衛門  
壹畝六歩 三斗六升八合 樽や太兵衛

正西 同 三畝 四斗式升 小間物屋傳兵衛

市右衛門 同 四畝九歩 六斗式升 妙玄ノ久左衛門

四郎右衛門 同 三畝廿七歩 五斗四升六合 同

同 三畝廿七歩 五斗四升六合 同

こんや治右衛門 式畝六歩 三斗八合 同

祐清 三畝十八歩 五斗四合 同

源左衛門 式畝十八歩 三斗六升四合 同

内式畝廿四歩 式斗五升 同

壹畝廿四歩 式斗五升四合 同

道西 式拾四歩 壹斗壹升式合 同

おげや孫助 式畝廿壹歩 三斗七升八合 同

彦市郎 拾式歩 五升六合 同

二郎五郎 式畝十式歩 三斗三升六合 同

内(式畝六歩) 壹斗六升八合 大工仁兵衛

宗恵 壹畝拾六歩 式斗一升 庄右衛門

今西孫左衛門 壹畝十八歩 式斗式升四合 同

幸助 壹畝廿四歩 式斗五升式合 油屋 庄五郎

三畝三歩 分米四斗三升四合 庄右衛門

内 壹畝壹歩 壹斗四升五合 同

式十五歩 壹斗一升七合 同

北向与三 式拾四歩 壹斗一升式合 同

山城弥助 壹畝十八歩 式斗式升四合 同

八後家 十五歩 七升 小間物や傳右衛門

油屋甚助 壹畝十五歩 式斗一升 同

内 (式十九歩 壹斗三升七合  
拾六歩 七升三合) 同人  
弥右衛門

大くろ三郎右衛門

式畝歩 式斗八升

東山や長左衛門

さかや嘉右衛門

式畝歩 式斗八升

内 壹畝 壹斗四升

小間物や傳右衛門

壹畝 壹斗四升

といや 理兵衛

仁兵衛

拾八歩 八升四合

内 七歩半 三升四合

大工長左衛門

拾歩半 五升

立作

久助

式畝式十七歩 四斗六合

平兵衛

孫一郎

壹畝式十四歩 式斗五升式合

長兵衛

又助

式畝九歩 三斗式升式合

内 壹畝四歩半 壹斗六升壹合 ちやわんや又兵衛

壹七四歩半 壹斗六升壹合 大工 仁兵衛

こんや彦右衛門

壹畝九歩 壹斗八升式合

内 壹畝壹歩半 壹斗四升七合

茶や安兵衛

七歩半 三升五合

儀右衛門

源助

十八歩 八升七合 同人

五畝三歩 七斗壹升四合

内 五歩 式升九合 同人

式畝式歩 式斗八升八合 中ノ次兵衛

壹畝廿歩七半 式斗三升七合 甚右衛門

東与五郎

壹畝廿七歩 式斗六升六合

内 (式十八歩 壹斗三升三合) ぬしや嘉右衛門

(式十八歩 壹斗三升三合) 八兵衛

山口新兵衛

壹畝式十一歩 式斗三升八合

山ノ久太

善西

式十七歩 壹斗式升六合 たゞみや治兵衛

太子弥三

式十四歩 壹斗一升式合

内 八歩 三升八合 同人

十六歩 七升四合

西ノ甚左衛門

壹畝廿七歩 式斗六升六合

内 (壹畝廿六歩 式斗六升) かうちや権兵衛

壹歩 六合 おく 六兵衛

藤右衛門

拾式歩 五升六合

内 (六歩 式升八合)

六歩 式升八合

うをや善兵衛

はうや市兵衛

乾町

西うら宗左衛門

四畝廿七歩

六斗八升六合

内

壹畝十五歩

式斗一升

馬 庄兵衛

壹畝廿壹歩

式斗三升九合

八兵衛

拾歩

四升七合

同人

壹畝十一ふ

壹斗九升

利兵衛

甚二郎

四畝

五斗六升

内

式畝十歩

三斗式升六合六勺

弥兵衛

壹畝十六歩

式斗三升三合四勺

弥右衛門

大坂や善右衛門

式畝十式歩

三斗三升六合

内

式十四歩

壹斗一升式合

同人

壹畝十八歩

式斗式升四合

大友や太兵衛

甚六

式畝廿四歩

三斗九升式合

内

壹畝

壹斗四升

おきく

十一ふ

五升式合

弥三兵衛

式十式歩

壹斗

権兵衛

式十式歩

壹斗

七郎兵衛

こんや善助

壹畝十二歩

壹斗九升六合

内

式十一ふ

九升八合

善兵衛

式十一ふ

九升八合

喜兵衛

西ノうら甚三郎

上畠式十四歩

壹斗四合

内

屋敷 十式歩

五升式合

太子や三郎右衛門

同

十式歩

五升式合

九兵衛

太子弥三郎

壹畝廿一歩

式斗三升八合

太子や三郎右衛門

木ノ下三郎右衛門

壹畝

壹斗四升

佐右衛門

孫六

式畝九歩

三斗式升式合

内

壹畝五歩

壹斗六升壹合

次右衛門

壹畝四歩

壹斗六升壹合

傳右衛門

茶うり源三郎

式畝廿一歩

三斗七升八合

四郎兵衛

こんや源右衛門

式畝十二歩

三斗一升六合

安右衛門

上畠 十五歩

六升五合

七兵衛

同

同

こんや新助

式畝

式斗八升

すや嘉兵衛

西ノうら甚三郎

壹畝廿四歩

式斗五升式合

甚九郎

式十四歩

壹斗一升式合

浄祐

式十一歩

九升八合

四斗六升式合

内 壹畝 壹斗四升 傳右衛門  
壹畝 壹斗四升 九兵衛  
式拾三歩 壹斗五合 なんぶ長太郎  
十七ふ 八升 善兵衛

助三郎後家

壹畝十五歩 式斗壹升 かみゆい七兵衛

与左衛門

三畝歩 四斗式升

内 式十歩 九升四合 権三郎

式十三歩 壹斗六合 同人

壹畝廿一歩 式斗三升六合 馬ノ喜兵衛

壹升六合過

与左衛門

式畝三歩 式斗九升四合

内 壹畝十ふ 壹斗八升八合 喜右衛門屋敷 御坊

拾九歩 九升 同断 同人

壹升六合不足

藤兵衛

壹畝 壹斗四升

山甚四郎

壹畝十八歩 式斗式升四合



内 式畝十七ふ三斗五升六合太子や屋敷

八合不足

治右衛門

東山弥七郎

式十四歩 壹斗一升式合

内 壹斗一升七合 馬ノ忠二郎

五合過

はなすし弥六

壹畝六歩 壹斗六升八合 御坊

北ノ道場屋敷

十八ふ 八升四合 同人

与一郎

廿四歩 壹斗一升式合 同人

甚七郎

拾式歩 五升六合 同人

佐右衛門

壹畝十五歩 式斗一升 同人

内 式十三歩 壹斗一升 同人

式十式歩 壹斗 带屋長右衛門

神田与五郎

壹畝十式歩 壹斗九升六合

北ノあるき五郎衛門

壹畝十八歩 式斗式升四合

内 式十三歩 壹斗六合

式十九歩 壹斗一升八合 町屋敷

かうちや与三右衛門

壹畝廿一歩 式斗三升八合 小右衛門

かみゆい源右衛門

式畝十式歩 三斗三升六合

内 式十式歩 壹斗式升 善兵衛

壹畝廿歩 式斗一升六合 同人

□□□や七郎兵衛

北口西かわ こ(はカ)んや弥右衛門

いつしか善右衛門

式十四歩 壹斗一升貳合

同人

源四郎

式畝六歩 三斗八合

同人

内 十一歩 五升

同人

(式十七ふ 壹斗貳升九合  
式十七歩 壹斗貳升九合)

同人  
武右衛門

甚右衛門内新二郎

式畝十貳歩 三斗三升六合

内 拾六歩 七升四合

同人

(拾六歩 七升四合  
壹畝十ふ 壹斗八升八合)

善兵衛  
三郎兵衛

助右衛門

式畝九歩 三斗貳升貳合

同人

さうめんや新二郎

式畝廿一歩 三斗七升八合

内 式十貳歩 壹斗貳合

同人

式畝歩 式斗七升六合

うをや太兵衛

北西町

善嘉

四畝十貳歩 六斗一升六合

五郎兵衛

壹畝十貳歩 壹斗九升六合

内 壹畝十五歩 式斗九合

式畝六歩 三斗八合

南町庄右衛門  
寿軒

壹畝十一歩 式斗四升三合 五郎兵衛後家

拾四歩 六升五合

甚五郎

源三郎

式畝廿四歩 式斗五升貳合

東山善五郎

式十一歩 九升八合

善五郎八

内 式拾九歩 壹斗三升四合

宇兵衛

今宇兵衛ため二八

九歩半 四升五合

同人

宇兵衛共二五代

十一ふ半 五升三合

あめや六右衛門

先ノ祖也

式十五歩 壹斗一升八合

同人

東山源助

三畝歩 四斗四升

内 式畝貳十五歩 三斗九升五合

すや嘉兵衛

五歩 式升五合

あめや六右衛門

源三郎

九歩 四升貳合

内 二歩 七合

すや 嘉兵衛

七歩 三升六合

同人

通法寺甚左衛門

式畝三歩 壹斗五升四合

内 八ふ 三升四合

式十四歩 壹斗一升三合

かうしや九兵衛

式分 九合

式合過 すやノ不足二而渡

能入

甚三郎

壹畝十式歩 壹斗九升六合

内 六歩三 式升九合四勺

十四歩七 六升八合六勺

廿一步 九升八合

九兵衛  
すや嘉兵衛  
同人

山中田又右衛門

式畝歩 式斗八升

又右衛門

甚左衛門

式畝九歩 三斗式升式合

能入

山城又市

十八歩 八升四合

同人

与三郎

式十四歩 壹斗一升式合

同人

藤左衛門

壹畝廿四歩 式斗五升式合

内 十九歩 九升壹合

九歩 四升壹合

廿六歩 壹斗式升

長左衛門  
同人  
権兵衛

九左衛門先ぞ

六兵衛

壹畝歩 壹斗四升

内 三歩半 壹升五合

式十三歩半 壹斗一升壹合

三歩 壹升四合

長左衛門  
三右衛門  
藤右衛門

大とも六右衛門

式畝九歩 三斗式升式合

権兵衛

与三右衛門

式十四歩 壹斗一升式合

内 十式歩 五升六合

十式歩 五升六合

同人

新五郎

式十四歩 壹斗一升式合

壹畝廿四歩 式斗五升式合

内 廿七歩 壹斗式升六合

廿七歩 壹斗式升六合

はかまや五兵衛

権兵衛  
藤右衛門

かうぢや又左衛門

式畝歩 式斗八升

庄兵衛

はんや源右衛門

式拾四歩 壹斗一升式合

内 拾五歩 七升式合

九歩 四升

町屋敷

かうちや源左衛門

式畝歩 式斗八升

同人

弥助

壹畝三歩 壹斗五升四合

内 十七歩 七升七合

十七歩 七升七合

勘右衛門

いぬゐ町庄兵衛

とい 八兵衛

とい

おひや屋敷也 八兵衛

山城次右衛門

式畝九歩 三斗式升式合

おひや屋敷也

ほたい助右衛門

九右衛門 拾五歩 七升

式畝 式斗八升

内 式斗三升八合 おひや南 清左衛門

式畝廿五歩 式斗五升式合 とうふや屋敷 能入

四升過 あまり也

余おもふニ此屋敷ハ式畝十五歩也、清左衛門ニ式畝十五歩高式斗七升ト書シアリ  
四升不足也、此四升と相見申候、外ハ五兵衛清左衛門親子成故如何ニ入違

候哉、ふしんく

又四郎

式畝九歩 式斗八升式合 仙庵

こんたや勘七郎

廿四歩 式斗一升式合 同人

内 六歩 式升八合

十八歩 八升四合 寿軒

ちやうり源介

式畝十八歩 式斗五升式合 大坂新堂六兵衛支配也 半兵衛

茶うり助三郎

式畝歩 式斗四升 孫助屋敷 寿軒

四郎兵衛

式畝三歩 式斗九升四合

内 式畝式歩 式斗四升七合

式畝式歩 式斗四升七合 山田や二郎兵衛

同人

拾五歩 七升

与三郎

「十五歩 七升」〔抹消線アリ〕

ちやうり源助

六歩 式升八合

神主弥三

式畝 式斗四升

内 拾歩 四升九合 善兵衛

拾歩 四升九合 山田や二郎兵衛

式十四歩 式斗一升式合 善助

式斗一升 山田や太兵衛

畑六歩 式升六合

山城惣右衛門

式畝十八歩 三斗六升四合

内 式畝九歩 式斗八升式合 馬ノ治兵衛

式畝九歩 式斗八升式合 清左衛門

了西

式畝廿一歩 三斗七升八合

源左衛門

十八歩 八升四合

新兵衛

廿一歩 九升八合

与三郎

|          |        |       |          |
|----------|--------|-------|----------|
| 廿一步      | 九升八合   |       |          |
| 内        | 廿一ふ    | 九升八合  | とうふや太郎兵衛 |
|          | 十八ふ    | 八升四合  | 仁左衛門後家   |
|          | 十六歩    | 七升壹合  | 同人       |
|          | 五歩     | 式升七合  | とうふや太郎兵衛 |
| 山城宗兵衛    |        |       |          |
| 式畝廿一步    | 三斗七升八合 | 清左衛門  |          |
| 了西       |        |       |          |
| 廿一步      | 九升八合   | 同人    |          |
| 新三郎      |        |       |          |
| 壹畝廿四歩    | 式斗五升式合 | まや長兵衛 |          |
| 源左衛門     |        |       |          |
| 廿一步      | 九升八合   | まや重兵衛 |          |
| 山しろ善右衛門  |        |       |          |
| 壹畝       | 壹斗四升   | 大工武兵衛 |          |
| 山城新助     |        |       |          |
| 壹畝十五歩    | 式斗一升   |       |          |
| 内        | 壹畝十五歩  | 壹斗七升  | 清左衛門     |
| 山しろ源右衛門  |        |       |          |
| 上畠式十四歩   | 壹斗四升   | 市兵衛後家 |          |
| たるや与三郎   |        |       |          |
| 十八歩      | 八升四合   | 同人    |          |
| 山しろ九郎右衛門 |        |       |          |
| 拾五歩      | 七升     | 同人    |          |
| 休和坊      |        |       |          |

|          |        |         |
|----------|--------|---------|
| 九歩       | 四升式合   | 八兵衛     |
| 山城市兵衛    |        |         |
| 壹畝三歩     | 壹斗五升四合 | 同人      |
| かた木や孫四郎  |        |         |
| 壹畝六歩     | 壹斗六升八合 | 北むき太郎兵衛 |
| 北向市右衛門   |        |         |
| 式十七歩     | 壹斗式升六合 | 同人      |
|          |        |         |
| 善正       |        |         |
| 十五歩      | 七升     | 武兵衛     |
| 源五郎今ノはん屋 |        |         |
| 十五歩      | 七升     | 今太郎右衛門  |
| 二郎五郎後家   |        |         |
| 十八歩      | 八升四合   | 喜兵衛     |
| 与左衛門     |        |         |
| 十式歩      | 五升六合   |         |
| 同人       |        |         |
| 廿壹歩      | 九升八合   |         |
|          |        |         |
| 内        | 拾八歩半   | 八升六合    |
|          | 十四ふ半   | 六升八合    |
| 与助       |        | 六左衛門    |
| 三歩       | 壹升四合   | たるや善兵衛  |
| 同人       |        | 太郎右衛門   |



新助

六歩

式升八合

すみや喜兵衛

宗五郎

壹畝

壹斗四升

妙玄屋敷四郎兵衛

与七

式十四歩

壹斗一升式合

内 拾四歩

六升六合

太郎右衛門

(拾歩

四升六合

庄右衛門

助五郎

壹畝

壹斗四升

セリ谷や 四郎兵衛

弥一郎

壹畝

壹斗四升

同人

弥左衛門

壹畝六歩

壹斗六升八合

内 壹畝

壹斗四升

米や 二郎兵衛

(六歩

式升八合

かうちや 市は町善蔵

宗左衛門

壹畝九歩

壹斗八升式合

久右衛門

与九郎

式畝九歩

三斗式升式合

内 壹畝式歩

壹斗五升壹合

すみや五郎兵衛

壹畝七歩

壹斗七升壹合

茶わんや市兵衛

又七郎

三畝九歩

四斗六升式合

もりや庄右衛門

靈光院

壹畝九歩

壹斗八升式合

重右衛門

三四郎

式畝六歩

三斗八升

内 壹畝廿七歩

式斗六升六合

同人

七歩

三升六合

馬ノ六左衛門

式歩

九合

町屋敷

善右衛門

四畝式十四歩

六斗七升式合

内 三畝十式歩

四斗七升式合

山田や藤兵衛

壹畝

壹斗三升七合

善助

拾式歩

六升

利左衛門殿市兵衛

小右衛門

壹畝拾八歩

式斗式升四合

内 壹畝八歩

壹斗七升七合

同人

拾歩

四升七合

藤兵衛

与三郎

十五歩

七升

山田や二郎兵衛西也

市右衛門屋敷 善助

市場町

宗右衛門

式畝三歩

式斗九升四合

南口作兵衛

次右衛門

壹畝

壹斗八升四合

同人

内式合不足

宗圓

式畝廿一步 四斗六合 いぬの町善兵衛

善正 上畝拾式歩 五升式合

善正 式畝 式斗八升

内 式畝 式斗四升

式畝 式斗四升

二 郎左衛門 式畝廿七歩 四斗六合

勘六 三畝六歩 四斗四升八合

弥三 式畝六歩 式斗六升八合

喜太郎 十五歩 七升 同人

長二郎 四畝六歩 五斗八升八合 甚右衛門

助右衛門 式畝九歩 式斗八升式合

宗太夫 式十七歩 式斗式升六合

違 内 廿一步 九升八合

畑 六歩 式升六合 忠兵衛

利斎 式畝九歩 三斗式升式合 同人

市助 式畝三歩 式斗九升四合 六分畑市助□□申也 同人

与左衛門 拾五歩 七升 小右衛門

新助 式十四歩 式斗一升式合 同人

善右衛門 式畝十式歩 式斗九升六合 同人

内 式十式歩 式斗式合 同人

新二郎 廿一步 九升八合 同人

南番や 廿四歩 式斗一升式合 町屋敷

源右衛門 内 拾八歩 八升 三升式合 うへまつや治兵衛

了喜 式畝六歩 式斗六升八合 作右衛門

善正 式畝廿四歩 式斗五升式合 小右衛門

善右衛門 式畝六歩 式斗六升八合 甚右衛門

善五郎 式十四歩 式斗一升式合 平右衛門

式十四歩 壹斗一升式合 同人  
 仁右衛門  
 廿七歩 壹斗式升七合 同人  
 二郎兵衛  
 式畝六歩 三斗八升 甚右衛門  
 新兵衛  
 式畝十八歩 式斗式升四合 平右衛門  
 甚兵衛  
 壹畝六歩 壹斗六升八合 同人  
 甚七郎  
 式畝十八歩 三斗六升四合  
 内(式畝十五歩 三斗四升式合  
 三歩) 壹升五合(ママ) 甚右衛門  
 道悦  
 三畝六歩 四斗四升八合  
 新七  
 式畝廿七歩 四斗六合  
 内(式畝六歩半 三斗壹升  
 あめや屋敷(式十歩半 九升六合  
 甚五郎  
 壹畝拾八歩 式斗式升四合 市兵衛  
 四郎左衛門  
 式畝三歩 式斗九升四合  
 内(壹畝式歩 壹斗四升九合三勺 大念寺  
 (壹畝壹歩 壹斗四升四合七勺 市兵衛  
 与三右衛門

壹畝拾八歩 式斗式升四合  
 内(壹畝五歩 壹斗六升式合 大念寺  
 十三歩) 六升式合 甚右衛門  
 又二郎  
 拾五歩 七升 打仕舞也 同人  
 市蔵  
 式畝廿四歩 式斗五升式合大念前也 まんちうや七右衛門  
 弥三  
 壹畝十八歩 式斗式升四合 上山半右衛門  
 孫左衛門  
 式畝六歩 三斗八升  
 内(壹畝拾歩 壹斗九升五合 上山七兵衛  
 式拾六歩 壹斗一升三合 上山半右衛門  
 又二郎  
 式拾七歩 壹斗式升六合 かしや重兵衛  
 孫八  
 壹畝六歩 壹斗六升八合 忠兵衛  
 与太夫  
 廿七歩 壹斗式升六合 はこや三郎兵衛  
 たるや孫左衛門  
 壹畝廿一歩 式斗三升八合 同人  
 宗三郎  
 式畝廿七歩 四斗六合  
 内 壹畝廿七歩 式斗六升八合 能入  
 廿三歩 壹斗四合 同人  
 七歩 三升四合 久兵衛

新七

畑壺畝 壺斗三升

同人

名寄帳ニ屋敷壺畝五歩とハ違也、能入方入  
屋敷畑壺斗六升四合ニ而水帳とあい申候

宗心

式畝十八歩 三斗六升四合

久兵衛

弥四郎

式畝三歩 式斗九升四合

内 壺畝貳歩 壺斗九升七合 半兵衛

壺畝貳歩 壺斗九升七合 吉兵衛

与左衛門

壺畝六歩 壺斗六升八合

大念寺前忠兵衛

弥三郎

式拾一歩 九升八合

同人

大念仏道場屋敷

十五歩 七升

大念寺

与二郎

壺畝十貳歩 壺斗九升六合

同人

左兵衛

壺畝十八歩 式斗貳升四合

内 壺畝十歩 壺斗八升六合 清兵衛

八歩 三升八合 大念寺

甚四郎

壺畝六歩 壺斗六升八合

内 式十四歩 壺斗壺升貳合 白木や屋敷太兵衛

拾貳歩 五升六合 善七

源左衛門

式十四歩 壺斗一升貳合

五郎□市兵衛

助左衛門

式畝十八歩 三斗六升四合

内 式拾歩半 九升六合 善七

拾八歩半 八升六合 誓林

清兵衛

一、五畝六歩 七斗貳升八合

内 式畝十九歩 三斗六升八合 さかいや吉兵衛

式畝十七歩 三斗六升 大坂や 太兵衛

甚五郎

壺畝六歩 壺斗六升八合

山田や 藤兵衛 「(了)

(なお裏表紙にカタカナ四行ほど薬の効能書のような書付があるが省略)